

第3章 都市づくりの戦略

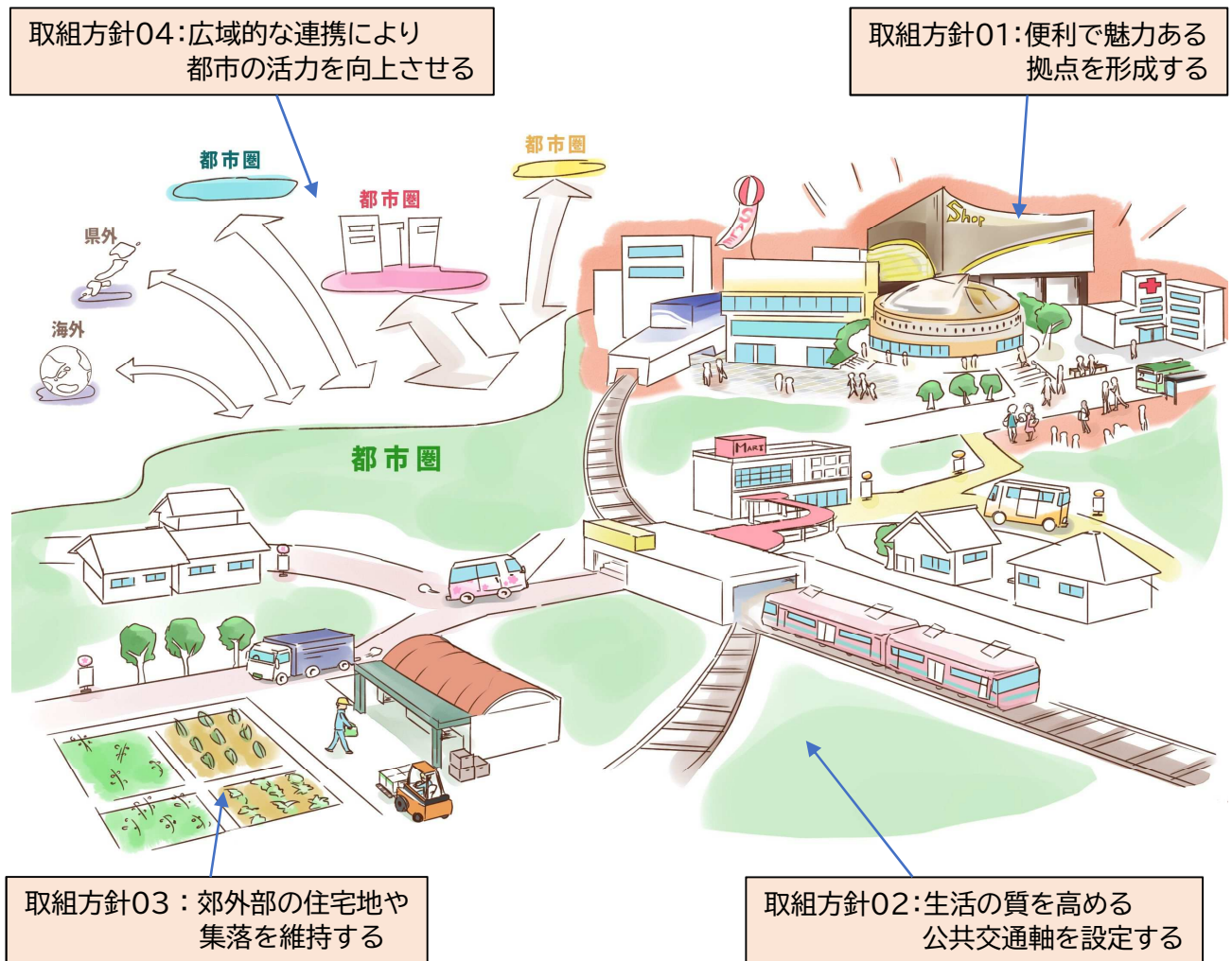
都市づくりの目標や目指すべき都市構造を実現するため、本県が取り組むべき8つの都市づくりの戦略を示します。

- 戦略1 拠点と公共交通軸による集約型の都市づくりの推進
- 戦略2 人、モノ、情報の自由な交流の創出
- 戦略3 魅力あふれるまちなかの創出と再生
- 戦略4 災害に強く環境にやさしい都市の構築
- 戦略5 多様な暮らしを支える基盤の形成
- 戦略6 美しく個性豊かな地域づくり
- 戦略7 自然と共生した都市づくり
- 戦略8 共に学び共に創るこれからのまちづくり

戦略1 拠点と公共交通軸による集約型の都市づくりの推進

人口減少下における持続可能な都市のあり方として、本県が目指す集約型の都市づくりの実現に向けた取組が求められています。

便利で魅力ある「拠点」の形成と、それらをつなぐ「公共交通軸」を設定することで、拠点や公共交通軸沿線への都市機能や居住機能の集約を図るとともに、広域的な都市間連携を促しながら、県全体が持続的に発展できる都市づくりを推進します。



■拠点と公共交通軸による集約型の都市づくり推進イメージ

取組方針01：便利で魅力ある拠点を形成する

本県では、集約型の都市づくりを推進するため、中心市街地や鉄道駅周辺等で既存の都市機能の集積がある地区、新たな交通結節機能整備と連動したまちづくりが計画される地区を「拠点」、そのうち、一つの市町村を超える広域的で多様な都市機能が集積し、広域から多くの人が集まり、公共交通によるアクセスが確保されている拠点を「広域拠点」として位置付け、便利で魅力ある拠点づくりを進めています。

多様な人々が訪れ、働き、便利で快適に暮らす「拠点」を形成するため、都市活動や生活に必要な都市機能の集約を図るとともに、快適な暮らし環境を実現できる市街地形成を推進します。

取組① 多様な都市機能の集約による魅力的な拠点づくり

- 既存の商店街やデパート等の大規模商業施設、市役所や町村役場、図書館等の行政・公共施設、スタジアムや劇場、映画館等のスポーツ・娯楽施設、文化ホールや美術館等の文化・芸術施設、高次医療病院や福祉施設等の医療・福祉施設、大学等の学術・研究施設、金融機関等の業務施設、医療などの都市機能を維持・更新・強化していくことによって、「拠点」としての持続性や魅力の向上を図っていきます。
- 「拠点」に都市機能を集積していくうえで、商業、住宅、オフィスなどの多様な機能の土地利用を図るミクストユースの推進、職住近接にも効果的に活用できる複合施設や駅ビル内スペースの多面的利用による高度利用※を促進します。
- 各都市の「拠点」では、その地域の個性や特色を活かした「拠点」づくりのほか、行政区域内の他の拠点や隣接市町村の拠点との機能補完を行うことにより、効率的な都市経営と拠点間の交流を促進していきます。
- 公共交通が結節している「拠点」においては、結節点機能と連携した駅前広場や歩いて回れる歩行者空間など、人中心のまちづくりを推進していきます。
- 駅前広場やメインストリートにおけるにぎわいの創出や、ウォーカブルな空間として整備することで、「拠点」の魅力を高めていきます。
- 小径や裏通りなど、新たな個性空間の創出や、ちょっと寄り道したくなる魅力づくりを推進していきます。
- まちに訪れる人との交流や地域の人々のコミュニケーションを楽しむまちかどエリアにおいては、憩いのための空間づくりやまち並み景観も重要な役割を有しており、魅力あるファサード※や花や緑に彩られた歩道空間の創出を促進していきます。

取組② 拠点における快適な居住環境の形成

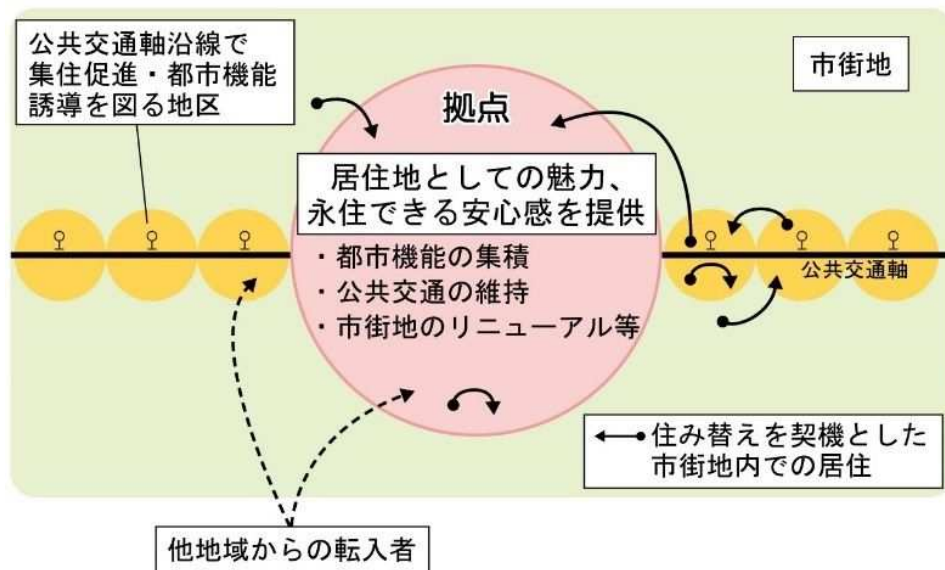
- 「拠点」への集住を図るため、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を送ることのできる良質な住宅ストックの形成や、居住環境の再生、土地の有効・高度利用を促進します。
- 身近な場所で便利に暮らせる環境を確保するため、「拠点」においては、大規模集客施設を維持・誘導します。
- 「拠点」内では、自動車がなくとも容易に移動できるよう、公共交通サービスを維持・強化するとともに、安全で快適な歩行空間、自転車通行空間等の道路環境整備により、ウォーカブルな環境整備を推進します。
- 図書館、文化ホール、児童館等の高次な都市サービスの誘導や、地域コミュニティの形成を促進する交流施設、子どもや高齢者等が憩い健康増進にも役立つ公園の整備等、便利で快適に暮らせる環境づくりを推進し、居住地としての魅力を高めることで「拠点」への集住を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆区域区分制度や用途地域等による「拠点」外における土地利用規制
- ◆特別用途地区による特定の建物用途の誘導
- ◆大規模集客施設の立地基準による大規模店舗等の拠点への誘導
- ◆立地適正化計画に基づく施策による都市機能や居住の誘導

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略3（取組方針10）：ウォーカブルなまちなかをつくる
- 戦略3（取組方針11）：地域の顔となるまちなかをつくる
- 戦略4（取組方針13）：災害に強い都市をつくる
- 戦略5（取組方針16）：誰もがいきいきと暮らせる環境整備を進める
- 戦略5（取組方針17）：多様なライフスタイルに応じた住宅環境をつくる



■便利で魅力ある拠点の形成イメージ



■快適な暮らし環境が整った拠点（福岡市西図書館）

出典:福岡県観光WEB クロスロードふくおか

取組方針02：生活の質を高める公共交通軸を設定する

本県では、集約型の都市づくりを推進するため、拠点間を結び都市の連携を促進させる軸を「公共交通軸」、そのうち、鉄軌道等の特に質が高いものを「基幹公共交通軸」として設定し、人口減少下においても多様な交通手段の確保を図ります。

「公共交通軸」沿線に都市機能や居住を集約することで公共交通の潜在需要が創出され、公共交通の利用促進により公共交通サービスが向上し、さらに都市機能が集積するといった好循環が生まれることで、公共交通と一体となった都市づくりを進めます。

取組① 公共交通軸沿線への都市機能・居住の集約

- 公共交通軸沿線において、拠点における多様な都市機能を補完するため、駅と直結した大規模集客施設や、公共交通軸沿線における駅やバス停と一体となった利便施設の立地を誘導していきます。
- 公共交通軸沿線に居住を集約することで、公共交通サービスを利用しやすい住環境や職住近接の都市の形成を推進するとともに、公共交通の潜在需要を創出し、公共交通の利用促進を図ります。

取組② 公共交通軸における公共交通サービスの維持・強化

- 拠点に容易にアクセスできる鉄軌道やバスなどの公共交通を将来にわたり維持・強化していくため、関係機関と連携しながら公共交通の利用促進に向けた取組を推進します。
- 生活の質を高めるための公共交通サービスの向上に向けて、公共交通軸における道路機能の強化や交通渋滞の解消、鉄道の高架化等を推進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆特定用途制限地域等による公共交通軸沿線以外への都市機能の立地抑制
- ◆大規模集客施設の立地基準による大規模店舗等の公共交通軸沿線への誘導
- ◆地区計画や駅前再開発事業等による交通結節点への都市機能・居住の集約

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略2（取組方針07）：高度に連携するシームレスな交通ネットワークを形成する
- 戦略2（取組方針08）：だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する
- 戦略4（取組方針15）：脱炭素化を推進する



■鉄道の高架化

出典:福岡県庁ホームページ



■公共交通軸と直結した大規模店舗

出典:福岡市 観光情報サイト よかなび

取組方針03：郊外部の住宅地や集落を維持する

「拠点」や「公共交通軸」沿線以外の既成市街地や集落地等では、豊かな自然環境や田園地等の良好な景観が広がっており、郊外部ならではのゆったりとした暮らしが営まれています。

これら既成市街地や集落地等では、現在ある良好な住環境や営農環境等を保全するとともに、必要な行政支援を行うことで、地域コミュニティや集落の維持を図ります。

取組① 拠点以外の既成市街地における住環境保全

- 「拠点」以外の既成市街地では、それぞれの地域特性に応じた土地利用を推進することで、住み慣れた地域で将来も住み続けられるよう良好な住環境の維持・改善を図ります。
- 低層住宅が立ち並ぶ地域等においては、良好な住環境を保全するため、大規模な商業施設や工場等が隣接して建設されないよう周辺環境に配慮した土地利用を推進します。
- 広域道路沿線等に種々の建物が混在し、市街地の拡散が進行している地域においては、関係法令との調整を図りながら、様々な都市計画制度の活用により無秩序な開発が進まないよう土地利用の整序化を行います
- 空き家や空き地が増加し既成市街地の低密度化が進行する地区においては、空き家の建替えや空き地の魅力的な空間活用を図るほか、地区の特性や現在の居住状況等を踏まえて、自然的環境への回帰や公園、市民農園、共同駐車場等の多面的な活用を進めます。
- 地域公共交通サービスにより「拠点」や最寄りの交通結節点、「公共交通軸」へのアクセス性を確保することで、多様な都市機能を利用しやすい環境を確保します。

取組② 田園地等における営農環境の保全と集落維持

- 田園地等では、無秩序な市街化を抑制しつつ、田畑、果樹園等の営農環境を保全し、既存集落の維持と活力増進を図ります。
- 社会基盤が整備されている既存集落における都市基盤の計画的な更新や、人口減少・少子高齢化等により活力が低下している既存集落等では、新たな居住者の受入れに必要な施設等の整備を推進するなど、地域特性に応じてきめ細かな対応を図ります。
- 集落内の移動や最寄りの生活機能へのアクセス性を確保するため、地域公共交通サービスの維持及び充実を図ります。

＜取組を推進するための都市計画手法等の例＞

- ◆地区計画や建築協定※等の活用による、低層住宅地の住環境保全
- ◆市街化調整区域における地区計画や条例指定区域等を活用した特定の開発許可による地域の実情に応じたきめ細かな都市計画制度の運用
- ◆沿道型店舗が立ち並ぶ地域等における区域区分制度への移行、用途地域の拡充、特定用途制限地域や地区計画を活用した土地利用の整序化
- ◆田園住居地域による営農環境と住環境が調和した良好な土地利用形成
- ◆優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号。）による優良田園住宅の活用

＜あわせて読みたい戦略（取組方針）＞

- 戦略2（取組方針09）：デジタル技術を活用してどこでも自由にサービスを受けられる環境をつくる
戦略5（取組方針19）：空き家や空き地を適切に管理・活用する



■棚田が広がる農村集落

出典：福岡県美しいまちづくり協議会

取組方針04：広域的な連携により都市の活力を向上させる

本県には、アジアに向けた国際交流拠点として経済・産業等の中枢機能が集積する「福岡都市圏」、高度な工業技術や国際的な物流機能を持ち、環境首都として都市再生が進む「北九州都市圏」、大学を中心とした研究機関やベンチャー企業の集積による産業展開を推進する「筑豊都市圏」、美しい自然と共生し、伝統産業や農産品等多様な地域資源を活かした産業展開を推進する「筑後都市圏」といった特色ある4つの都市圏があり、それぞれ個性豊かな都市で構成されています。

これら4つの都市圏やそれらを構成する都市が、広域的に相互に連携し合うことで、都市圏全体として活力向上を図ります。

取組① 4つの都市圏間の広域連携の強化

- 福岡・北九州・筑豊・筑後都市圏がそれぞれの個性を活かした魅力ある都市づくりを推進するとともに、不足する機能等は広域的に連携・補完し合うことで、県全体での活力増進を図ります。

取組② 都市圏内での市町村間連携の強化

- 都市部では、商業・医療・教育等の高次な都市機能の集積・強化や都市圏全体の経済をけん引する産業誘致を図るとともに、都市圏に住む人々の暮らしを支える医療体制・地域公共交通ネットワークの形成等を推進します。
- 近隣市町村が役割分担し、医療、教育、産業、地域交通などの日常生活に必要な機能を連携・補完し合うことで、人口の定住に必要な機能の確保と都市経営の効率化を相互に促進します。

取組③ 県外との連携促進

- 県を跨いで一体的な生活圏が形成されている県境においては、隣接した大分県、熊本県、佐賀県、山口県と連携した機能分担等を図ります。
- 九州各県や山口県、日本の主要都市と連携し、観光振興や経済成長、災害体制の構築などに取り組むことで、一体的な発展を促進します。
- アジアをはじめとする諸外国との観光、ビジネス、文化交流など多方面への国際的な連携を創出する都市づくり促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆複数市町村が連携して作成する広域立地適正化計画による市町村間連携
- ◆都市圏会議による連携した都市づくり

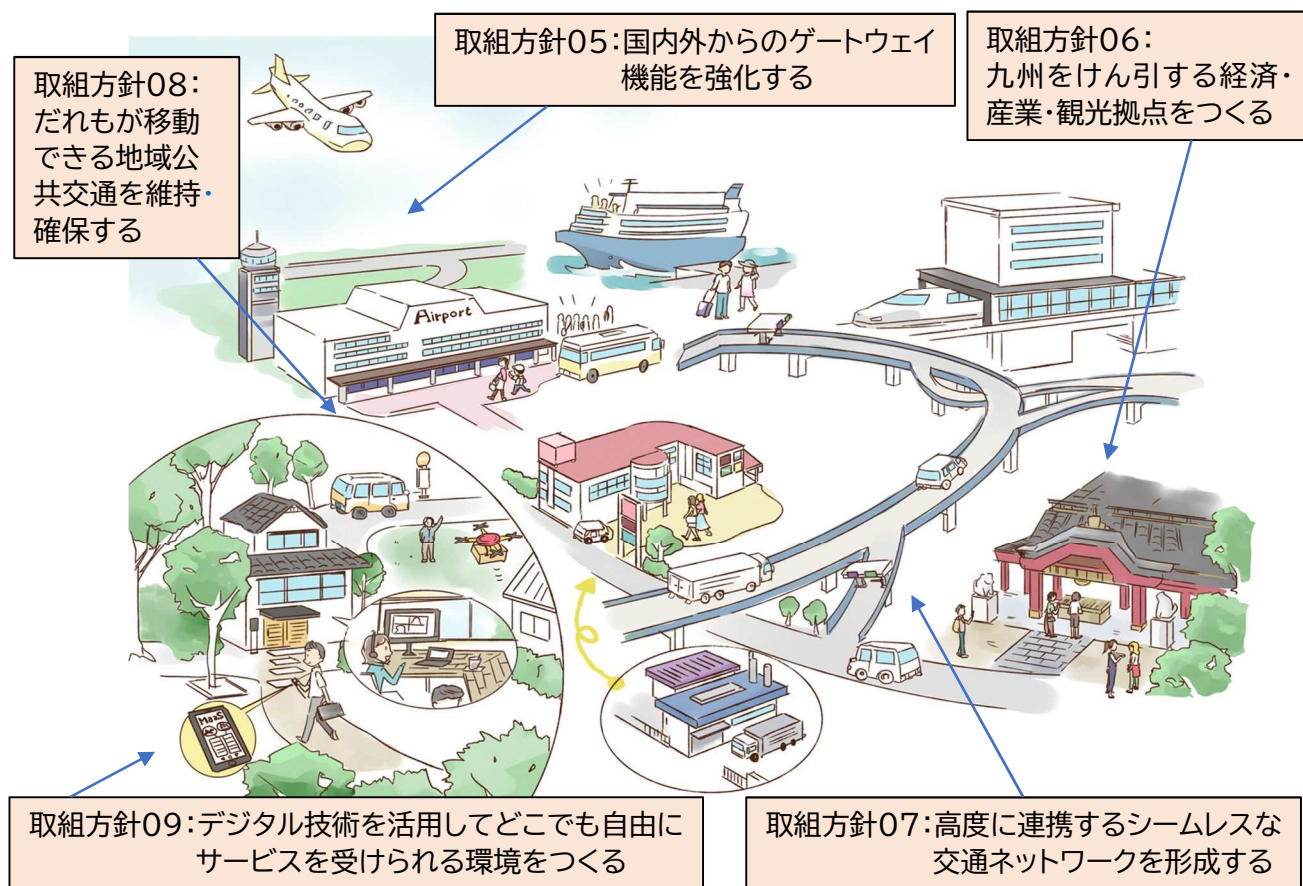
<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略2（取組方針05）：国内外からのゲートウェイ機能を強化する
- 戦略2（取組方針07）：高度に連携するシームレスな交通ネットワークを形成する
- 戦略5（取組方針18）：都市施設を良好な状態で長く大切に使う
- 戦略8（取組方針26）：将来像の実現に向けて都市づくりをマネジメントする

戦略2 人、モノ、情報の自由な交流の創出

デジタル技術の進展や経済のグローバル化などにより、人やモノ、情報の動きが活発化しており、それらに対応した都市づくりが求められています。

アジアからの玄関口となる交流拠点や九州をけん引する経済・産業拠点とそれらをつなぐ交通ネットワークの形成を推進するとともに、デジタル技術の活用も取り入れながら、どこにいても一定のサービスを自由に受けられる環境づくりを推進します。



■人、モノ、情報の自由な交流の創出イメージ

取組方針05：国内外からのゲートウェイ機能を強化する

本県には2つの空港（福岡・北九州）と4つの主要な港湾（北九州・博多・苅田・三池）があり、それぞれの特色を活かした役割を担っています。また、山陽新幹線及び九州新幹線が縦断しており、5つの新幹線駅が点在しています。

増加する物流や観光客等へ対応するため、これら空港、港湾、新幹線の施設整備を推進するとともに、本県の玄関口として交流人口の拡大に向けた活用を図ります。

取組① 空港、新幹線の施設整備と利活用

- 多様化する航空需要に幅広く応え、成長するアジアの活力を取り込み、九州全体の発展に繋げていくために、福岡空港と北九州空港の機能強化を進めていきます。
- 今後の航空需要の回復・増大を見据え、空港のゲートウェイ機能を発揮していくために、空港へのアクセス向上や空港の利便性向上など、受入環境の整備を図っていきます。
- 新幹線駅に直結した複合施設等の整備促進や駅周辺の土地利用促進、駅へのアクセス性向上などにより、新幹線を活用したまちづくりを推進します。

取組② 港湾の整備と利活用

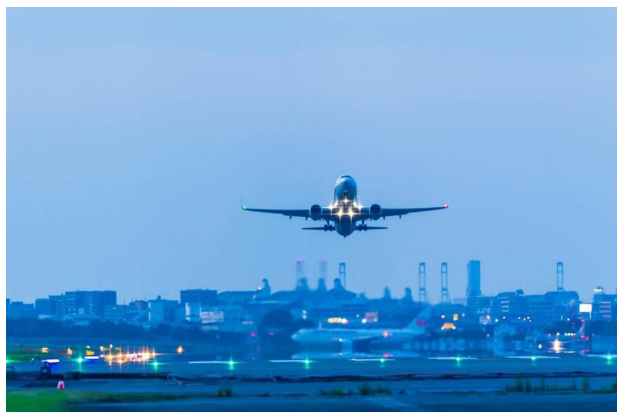
- 旅客船やクルーズ船、コンテナ船を受け入れるための岸壁・物揚場や臨港道路等の整備による港湾機能の強化を行います。
- 憩い親しまれるウォーターフロント空間の創造など、港湾に求められる多様なニーズに応えた機能拡充を図っていきます。
- 国際拠点港湾である北九州港・博多港においては、国際複合一貫輸送の促進に向けた取組を推進するとともに、物流の円滑化に向けて、高規格道路へのアクセス向上を図る整備を促進します。
- 重要港湾である苅田港と三池港においては、利用促進に向けて、港湾機能の充実や、港湾へのアクセス性の向上を図る道路網の整備を促進します。また、三池港においては、世界文化遺産としての価値の保全に取り組みます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆市街地再開発事業※等による新幹線駅周辺の市街地整備
- ◆臨港地区や地区計画による港湾の利活用の促進

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針04）：広域的な連携により都市の活力を向上させる



■福岡空港

出典:福岡県観光webクロスロードふくおか



■新幹線筑後船小屋駅周辺のまちづくり

出典: 筑後市都市計画マスタープラン



■博多港

出典:福岡県観光webクロスロードふくおか

取組方針06：九州をけん引する経済・産業・観光拠点をつくる

県内では、臨海部や空港、インターチェンジ周辺等到大規模な産業団地が形成され、高規格道路網を活かした産業集積が図られています。

九州をけん引する経済・産業・観光拠点の形成に向けて、都心部での都市基盤整備を進めるほか、産業用地の整備や工場跡地等の利活用を推進します。

取組① 魅力ある経済・産業拠点の形成

- アジアに近い地理的な利点や、空港、港湾、東九州自動車道といった広域ネットワークを活かし、自動車産業をはじめとする大規模な産業団地の形成を推進します。
- 大学や研究機関、民間事業等による研究開発を促進し、最先端の技術が集積した学術研究拠点の形成を図ります。
- 民間事業者が技術の高度化や新製品の開発、新分野への進出等に挑戦しやすいよう、生産スペースを提供する賃貸工場の整備を促進します。
- 学校跡地や旧校舎を活用したサテライトオフィスやコワーキングスペース等への利活用を促進します。

取組② 地域の魅力を活かした観光・交流拠点の形成

- 県内各地域や県外との交流を促進するため、歴史・文化などの地域資源を活かした交流施設や地域の特産品を取扱う休憩・交流施設の整備を推進します。
- 世界文化遺産である明治日本の産業革命遺産に関連した施設整備や旧邸宅を活用したイベントなどの取組により、観光や交流の促進を図ります。
- 他都市との差別化を図るため、特定テーマや趣味活動をターゲットにした個性ある地域づくりを進め、何度も訪れたいくなるような観光地づくりを推進します。
- 観光客があふれ地域住民の活動に支障を与える観光公害が世界的に発生していることから、地域住民の生活にも配慮しながら観光・交流拠点の形成を進めます。

取組③ 産業誘致のための計画的な用地確保

- 新たな産業を誘致するため、臨海部や空港周辺、インターチェンジ周辺などの交通利便性の高い区域に産業団地を整備するなど、都市構造への影響も考慮しながら計画的な産業用地の確保を図ります。

取組④ 工場跡地等の都市アセットとしての有効活用

- 大規模な工場跡地等は都市アセットとして捉え、新たな産業を誘致するほか、都市の魅力を創出する他用途への転用を図るなど、土地の多面的な有効活用を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆「地域未来投資促進法」の活用による民間企業の戦略的誘致
- ◆市街化区域への編入や地区計画の策定、都市計画法第34条第12号に基づく条例の制定等による市街化調整区域への産業立地
- ◆用途地域の変更や特別用途地区、地区計画等を活用した工場跡地の多面的活用

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略3（取組方針11）：地域の顔となるまちなかをつくる
- 戦略6（取組方針21）：歴史や文化を活かした地域づくりを進める



■臨海部の工業団地

出典:福岡県



■宮地嶽神社

出典:福岡県観光webクロスロードふくおか



■石炭王と呼ばれた蔵内次郎作の邸宅「旧蔵内邸」

出典:福岡県観光webクロスロードふくおか

取組方針07：高度に連携するシームレスな交通ネットワークを形成する

県内には高速道路などの高規格道路をはじめ、国道、県道等により道路ネットワークが形成されています。また、新幹線や鉄軌道が県内外の主要都市を結んでおり、人々の移動や物流を支えています。

空港、港湾、新幹線駅などの本県への玄関口と各拠点等を結ぶ道路網の整備を推進するとともに、鉄軌道や高速バス、路線バスなどの二次交通を確保し、県内を自由に円滑に移動できる交通ネットワークの形成を図ります。

取組① 国内外の玄関口と拠点をつなぐ道路網の整備

- 空港、港湾、新幹線駅などの交通拠点と経済・産業・観光等の交流拠点を結ぶ道路網を形成するため、高規格道路と一体的に機能する国道、県道等の整備を推進します。
- また、都心部や観光地などの交通混雑を緩和し、移動環境の改善を図るため、自動車専用道路や環状道路、立体交差等の整備を推進します。

取組② 二次交通の確保・充実

- 観光客やビジネス客等の交流人口を県内各所へ波及させるため、空港や港湾、新幹線駅から観光地等への二次交通の確保・充実を図ります。
- 関係機関と協力し、鉄軌道や高速バス、路線バスなどの交通サービスの向上を図ります。
- 駅周辺におけるレンタサイクル・シェアサイクルの整備やグリーンスローモビリティ[※]等の新たなモビリティの導入等を進め、ラストワンマイルの移動手段の確保を推進します。

取組③ 交通結節点における機能強化

- 駅やバスターミナル等において、わかりやすい動線の明示や乗り換え案内サイン、リアルタイム情報発信等により、他交通機関への乗り換え機能の強化を図ります。
- タクシープールやバス停、送迎場を設置した駅前広場の整備等により、鉄道とバス、タクシー等、移動手段の連続性を確保するとともに、エレベーターやエスカレーターの設置など施設のバリアフリー化を推め、交通結節点における移動の円滑化を図ります。
- 複数の交通手段を最適に組み合わせ、ルート検索・予約・決済を1つのサービスとして提供するMaaSの推進や、AIによる待ち時間を活用した観光案内など、デジタル技術を活用した乗り換えの円滑化を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆街路事業等による道路網整備
- ◆連続立体交差事業等による鉄道の高架化・地下化
- ◆駅前再開発事業等による交通結節点の機能強化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針02）：生活の質を高める公共交通軸を設定する

戦略1（取組方針04）：広域的な連携により都市の活力を向上させる



■福岡高速6号線（高規格幹線道路）

出典:福岡県資料



■大規模な歩行空間を再整備した駅前広場

出典:福岡市画像検索サイト「まるごと福岡博多」

取組方針08：だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する

モータリゼーションの進展や少子高齢化等による利用者の減少、担い手不足など、公共交通を取り巻く環境は厳しくなっています。誰もが気軽に外出できる環境を確保するため、地域ニーズに応じた多様な地域公共交通の導入やデジタル活用によるサービスの効率化を図り、生活の移動手段として不可欠な地域公共交通を維持していきます。

取組① 多様な手段による地域公共交通の維持・確保

- 利用者ニーズに応じたきめ細やかな公共交通サービスの提供や担い手の確保等により、地域公共交通の維持を図ります。
- 事前予約によるデマンド交通※や自家用有償旅客運送、市町村域を越えた広域運行等、多様な運行を行う市町村のコミュニティバスの維持・確保に取り組みます。
- 郊外の駅周辺等においては、訪れる人が様々な選択肢のなかから選べるよう多様な交通手段の提供を図ります。

取組② デジタルを活用した公共交通サービスの効率化

- 運転手不足の解消や過疎地域における移動手段の確保といった課題を解決する手段として期待される自動運転やA Iを活用したデマンド交通、MaaS等の新たなモビリティサービスの導入を推進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

◆「地域公共交通計画」に基づく公共交通の確保

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針02）：生活の質を高める公共交通軸を設定する

戦略5（取組方針16）：誰もがいきいきと暮らせる環境整備を進める

戦略8（取組方針25）：多様な主体の参画によるまちづくりを実践する



■コミュニティバスの運行

出典:グラフふくおか



■デジタルを活用した公共交通
(A Iを活用したデマンド交通)

出典:福岡市ホームページ

取組方針09：デジタル技術を活用してどこでも自由にサービスを受けられる環境をつくる

近年のデジタル技術の向上に伴い、どこにいても高質なサービスを受けられる環境が整いつつあります。郊外部や農村集落ならではの魅力を身近に感じながら、まちなかと同じような便利さも享受できる田舎暮らしを支えるため、デジタルの力を活用し、どこでも誰もが便利で快適に暮らせる都市づくりを推進します。

取組① デジタル活用に向けた環境整備

- 県内のどこに住んでいても、誰もがデジタルを活用したサービスの恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備促進を図ります。
- 離島や山間地等の交通アクセスが困難な地域において、ドローンを用いた物流サービスや遠隔医療などのサービスを享受できる環境整備を推進します。
- コワーキングスペースの設置やサテライトオフィス、サテライトキャンパスの設置等によりリモートワークや教育DXなどを促進し、離れた場所でも多くの選択肢のなかから自由に職業や教育を選択できる環境整備を推進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆地区計画や特別用途地区等による多様な建物利用の誘導（容積率※の緩和、用途規制の緩和等）

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針03）：郊外部の住宅地や集落を維持する



■ドローンを用いた物流イメージ

出典:宇佐市ホームページ



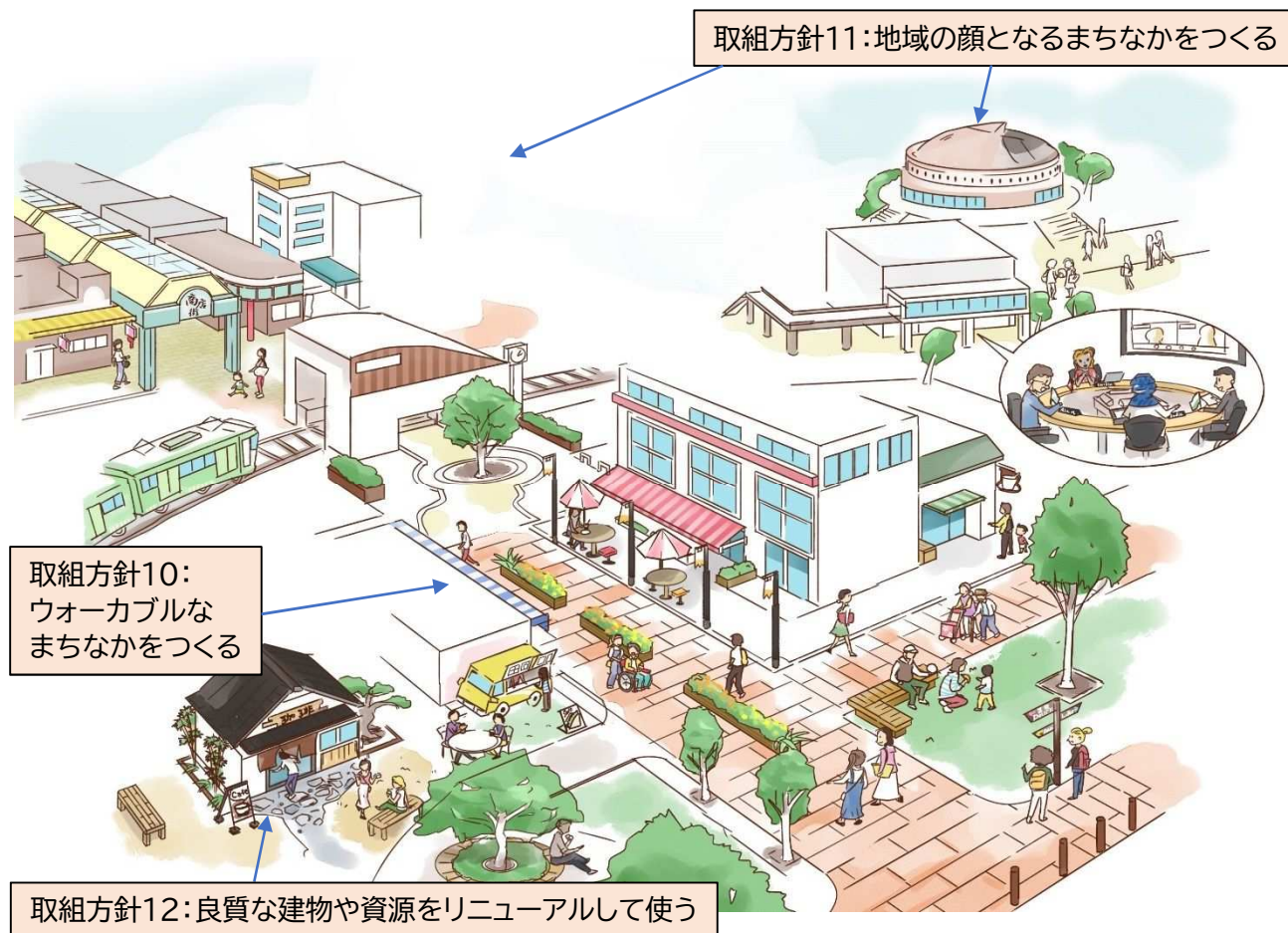
■古民家を活用した郊外部のコワーキングスペース
（福岡県うきは市）

出典:うきは市

戦略3 魅力あふれるまちなかの創出と再生

経済のグローバル化やインバウンドへの対応、国際競争力の向上など、アジアや九州をリードする求心力の高い都市づくりが求められています。

まちなかを国内外の交流拠点として創出・再生するとともに、人が中心のウォーカブルなまちなか整備を進め、国内外の人々から選ばれる、魅力あふれるまちなかづくりを進めます。



■魅力あふれるまちなかの創出と再生イメージ

取組方針10：ウォーカブルなまちなかをつくる

まちの魅力やエリア価値を向上するための要素のひとつとして、「ウォーカブル」があります。ウォーカブルな場所では、多くの人が出会い新たな交流が生まれることでイノベーションが起き、まちに新たな消費や投資、雇用をもたらします。

これまでの車中心のまちづくりから人が中心のまちづくりへと転換するため、歩行者や自転車を優先した道路空間の形成を進め、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかづくりを推進します。

取組① 居心地が良く歩きたくなる沿道環境の形成

- 歩行者目線の低層部分に店舗等があり、ガラス張りで中が見えると、人々は建物内の活動や商品、雰囲気を目視的に楽しむことができ好奇心を刺激されます。また、屋内外の境界が曖昧になることで街全体が開放的に感じられ、安心感や親しみやすさが生まれて歩くこと自体が楽しくなることから、沿道建物の連鎖的なリノベーションを促進し、まちに開かれた低層部分の創出を図ります。
- 歩道内や民地を活用したベンチの設置や芝生広場、休憩スペースの整備のほか、夏の日差しを遮る木陰を提供する街路樹の整備・適切な維持管理などにより、そこに居たくなる、留まりたくなる空間づくりを推進します。
- まちなかの顔となる中心市街地や商店街等において、ファサード整備や駐車場の建物裏側への配置等を促進し、楽しく歩ける沿道環境整備を促進します。

取組② 歩行者優先の道路空間整備

- 中心市街地や商店街等において、車道の歩道転換や民地を活用した歩行空間の拡幅、歩行者専用道路の設置などを進め、歩行者優先の道路空間整備を推進します。
- まちなかへの車の流入を抑制するため、環状道路の整備や駐車場の適正配置・集約化、パーク・アンド・ライド※による公共交通の利用促進、公共交通と歩行者のみが通行できるトランジットモール※化等を促進します。

取組③ 自転車等利用環境の整備

- 中心市街地等において、歩道上での自転車と歩行者の交錯をなくすため、自転車走行空間の整備や「おしチャリ」等の利用マナーの浸透を図ります。
- 環境にやさしく健康的な乗り物である自転車利用の促進に向けて、路外駐輪場の整備や建物への駐輪施設の設置義務等により、駐輪スペースの確保を推進します。
- 駅からの二次交通として気軽に自転車を利用できるよう、シェアサイクルやレンタサイクルの導入を進めるとともに、グリーンスローモビリティ等の新たなモビリティの導入等を推進します。
- 自転車ユーザーのニーズに応じて、自転車を搭載できるサイクルトレインの運行やバスへの搭載、自転車を部屋に持ち込める宿泊施設への誘導等により、レジャーとしての自転車利用環境整備を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆地区計画による沿道建物の一体的なリノベーション、景観法によるまち並みづくり
- ◆歩行者利便増進道路（ほこみち）制度活用による歩行者優先の道路空間利活用
- ◆パーク・アンド・ライド、トランジットモール化による都心部内の通過交通等抑制
- ◆駐車場附置義務条例の制定による駐輪場の確保設置の義務付け

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する
- 戦略5（取組方針16）：誰もがいきいきと暮らせる環境整備を進める
- 戦略6（取組方針22）：花と緑に彩られたまち並みを創出する



■ウォーカブルなまちなか



■自転車通行空間の整備

出典:北九州市

出典: 福岡県の道路「道」2022

取組方針11：地域の顔となるまちなかをつくる

本県は、アジアに近い地理的な利点をもつほか、福岡空港・北九州空港からまちなかまでのアクセス性の良さももっています。

地理的な利点を活かしながら、アジアへのゲートウェイとして、九州をけん引する求心力の高い都市づくりや国内外からの交流を促し、にぎわいを創出する国際交流拠点の整備を進めます。また、まちなかの一角から新たな営みやにぎわいが生まれることで地域全体が元気になるような取組を推進するとともに、そこから広がる人の交流の連鎖を起こすことで、地域の顔となるまちなかづくりを推進します。

取組① 観光・ビジネス交流空間の形成

- 都心部において土地の高度利用や再開発等を促進し、ビジネス街として魅力ある空間形成を図るとともに、国内外からの観光客等と呼び込む魅力的な商業機能やアジアをリードする高次のビジネス機能を集積します。
- スポーツ観覧施設や観劇場、コンサートホール、国際コンベンションセンター等の大規模なイベント開催が可能な施設を活用し、国内外との交流を促進します。

取組② 誰もが安心して快適に滞在できる受入れ環境の整備

- 案内サインの多言語化やピクトグラムの整備、ユニバーサルトイレなど誰もが使いやすいユニバーサルデザイン※の取組を推進します。
- 国籍や宗教、文化的な背景に関わらず、すべての来訪者が安心して快適に滞在できる受け入れ環境整備を推進します。

取組③ 地域の顔となるまちなか整備・再生

- 中小都市では、ひとつの企業や事業がもたらすインパクトが大きいことから、まちなかにおいて大学発のスタートアップやベンチャー企業等の誘致、新たな産業の創出から始まる営みを生み出すことで、まちなかの活性化を図ります。
- まちなかで働く人や住民、移住者、来街者など、多様な人々が出会い、交流できる空間として、コワーキングスペースや交流・休憩施設、ベンチ、広場等の整備・創出を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆市街地再開発事業による中心市街地等の再生（高度利用、都市機能の更新等）
- ◆土地区画整理事業※による既成市街地の再整備
- ◆立地適正化計画の策定・運用による都市機能の誘導

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する
- 戦略2（取組方針06）：九州をけん引する経済・産業・観光拠点をつくる
- 戦略6（取組方針20）：都市と自然が織りなす美しい景観づくりを進める
- 戦略6（取組方針21）：歴史や文化を活かした地域づくりを進める



■スポーツ観覧施設でのイベント

出典:福岡県観光WEB「クロスロードふくおか」



■国際コンベンションの開催状況

出典:福岡県ホームページ

取組方針12：良質な建物や資源をリニューアルして使う

まちなかにある良質な建物や商店街等は、長い年月をかけて築き上げられた都市アセットであり、これらを適切に維持・更新しながら長く大切に使うことが求められています。

これらの都市アセットを柔軟に活用し、県民や本県を訪れる観光客等にとって魅力あるまちなかへと再生を図ります。

取組① 都市アセットを活用したまちなかの再生

- まちなかにある学校跡地等の大規模な跡地は、地区の個性や魅力をけん引する都市機能の集積や交流施設の整備等により、新たな魅力ある市街地空間として活用を図ります。
- 大正時代や昭和初期につくられ、長年市民の台所として親しまれてきた市場や商店街の再整備を促進し、新たな魅力ある空間へと再生を図ります。
- まちなかに整備されたアーケード街等は、ひとつのショッピングモールにとらえ、空き店舗を活用した魅力ある店舗等の誘導や交流空間としての活用、各店舗が連携した新たな来訪者を創出する取組の促進などにより、魅力ある商店街へと再生を図ります。

取組② 歴史的な建物や伝統文化の保全・活用

- まちなかに残る歴史的な建物は、風情ある外観を残しながら店舗や交流施設等にリノベーションを行うなど、多面的な活用を図ります。
- 博多祇園山笠、小倉祇園太鼓、おおむた大蛇山まつり、中洲の屋台など、古くから県民に親しまれてきた伝統・文化を継承するため、道路空間の柔軟な利活用を図ります。

取組③ 可変的で機動的（アジャイル）な都市アセットの利活用

- 曜日や時間を限定した歩行者専用道路の設置や、イベント開催とあわせたオープンテラス、キッチンカーの設置等、都市アセットの可変的な利活用を図ります。
- 実験を繰り返しながらより良い方向へ更新していく機動的（アジャイル）なまちづくりを推進するため、社会実験を気軽に、かつ効果的に行えるよう、手続きの柔軟化や専門家からの技術的な支援等を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆土地区画整理事業等による老朽化した建物の一体的な建替え更新
- ◆地区計画等による都市アセットの利活用に応じた土地利用の柔軟化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略5（取組方針19）：空き家や空き地を適切に管理・活用する
- 戦略8（取組方針25）：多様な主体の参画によるまちづくりを実践する



■旧大名小学校跡地を活用した福岡大名ガーデンシティ
出典:福岡市ホームページ

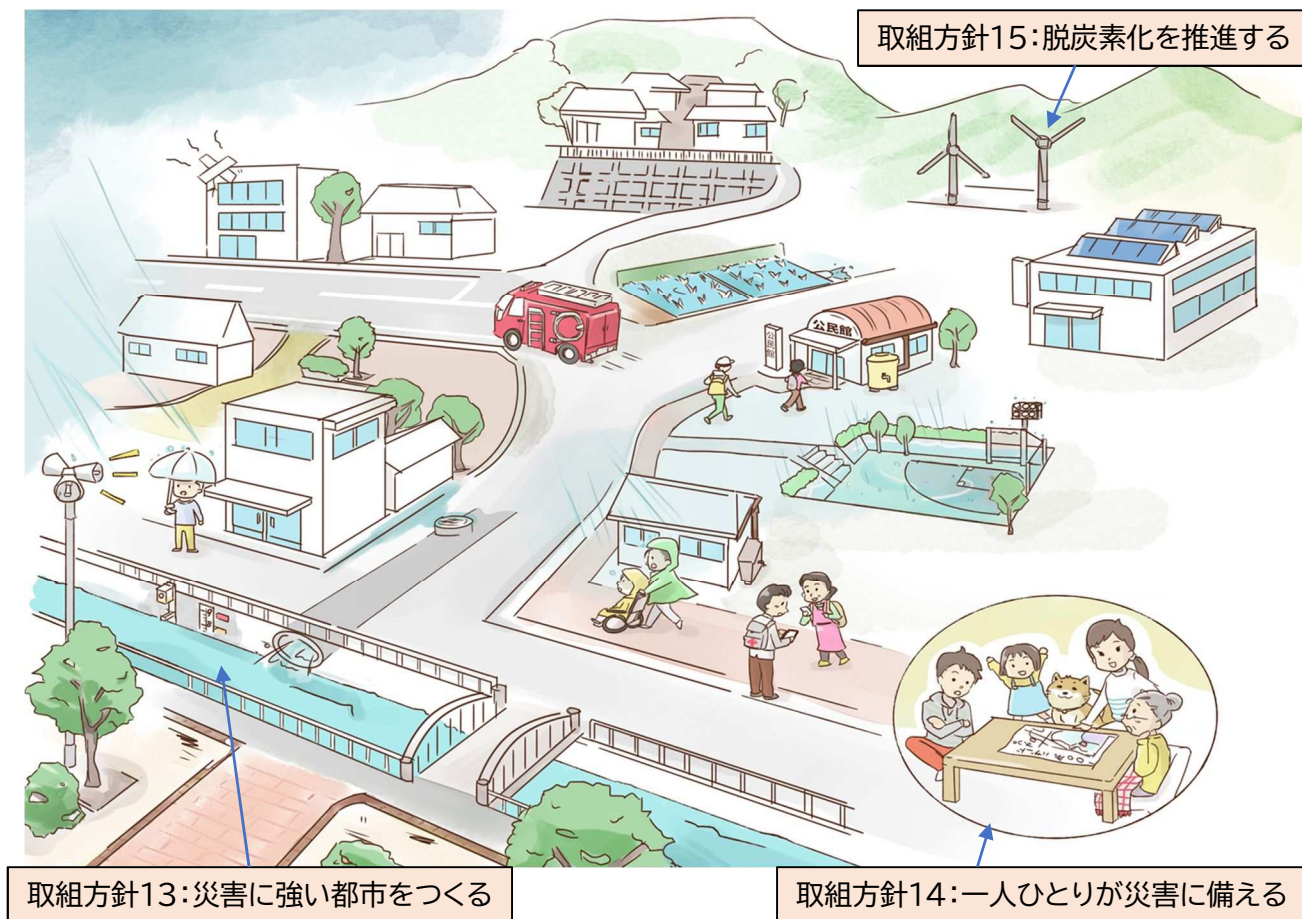


■道路空間を限定的に活用したオープンカフェ
（レトロ中央広場）
出典:北九州市

戦略4 災害に強く環境にやさしい都市の構築

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、豪雨や干ばつなどの自然災害が激甚化・頻発化する中、これらの自然災害から人々の命や財産を守り、安全で安心して暮らせる都市づくりが求められています。

ハード・ソフト両面から総合的な防災・減災対策を進めるとともに、気候変動の一因である温室効果ガスの排出削減を目指す脱炭素化を図り、災害に強く環境にやさしい都市づくりを進めます。



■災害に強い都市の構築イメージ

取組方針13：災害に強い都市をつくる

災害時の被害を最小化し被害の迅速な回復を図る「減災・レジリエンス※」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視しつつ、経済的被害ができるだけ少なくなるような都市づくりを推進します。

取組① 総合的な防災・減災対策の推進

- 地震、火災、水害、土砂災害等の自然災害対策として、公園や道路といった延焼を防ぐオープンスペースの整備や、避難場所の整備、法面对策等のハード整備を総合的に推進します。
- 河川管理者等の治水対策に加え、流域内における雨水貯留浸透施設や透水性舗装の整備等によるハード対策、浸水ハザード情報の提供等のソフト対策を行うことにより、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水災害を軽減させる流域治水を推進します。
- 公園・緑地の整備や建物緑化など都市の緑化を進めるなど、保水・浸透機能をもつグリーンインフラを活用した水害対策を推進します。

- 切土と盛土を組み合わせる宅地を造成した大規模盛土造成地において滑動崩落対策を推進します。
- 災害時の円滑な避難行動を促すため、避難経路となる道路網の整備や電線の地中化等無電柱化の促進を図ります。また、救助や物資供給等の応急活動を円滑に行うための緊急輸送道路の整備を推進します。
- 緊急時の輸送・交通拠点として、港湾や空港の防災機能の拡充を推進します。

取組② 災害の危険性が高い区域における土地利用規制

- 災害の危険性が高い区域内の既成市街地については、周辺への影響を考慮したうえで土地の嵩上げを行うことや、当該地域の土地利用状況を考慮しながら建物を安全な土地へ誘導することなどにより、住民の安全性を確保します。なお、建物に移転させた跡地においては、公園や緑地、市民農園等への多面的活用を推進します。
- 災害の危険性が高い箇所の明示や周知等を行うことで、新たな開発の抑制を図ります。
- 都市の地理的な特性上、浸水被害等の災害の危険性の高い地域が広く存在する市町村では、災害の危険性の影響や頻度等を考慮し、土地利用の誘導に加え、避難誘導等の検討など、災害の危険性に応じた適切な対応を推進します。

取組③ 密集市街地※の再整備

- 道路や公園等の都市基盤が脆弱で建替えも困難である密集市街地は、火災が広がりやすい等の災害危険性が高くなっています。
- 密集住宅地において、区画道路※や公園といった都市基盤の整備を進めるとともに、建物の不燃化や共同建替え、防災拠点機能の設置など、総合的な街区整備を推進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆立地適正化計画による安全な土地への都市機能・居住誘導と居住調整地域の策定
- ◆区域区分（逆線引き）による災害の危険性が高い区域での土地利用規制
- ◆土地区画整理事業や市街地再開発事業、容積適正配分型地区計画制度の活用による密集市街地の再整備

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する
- 戦略7（取組方針23）：自然を守り育てる



■密集市街地の整備（整備前）

出典：北九州市ホームページ



■密集市街地の整備（整備後）

出典：北九州市ホームページ

取組方針14：一人ひとりが災害に備える

総合的な防災・減災対策と併せて、災害に関する情報発信を行い、県民一人ひとりの防災意識を高めます。また、自然災害への事前準備を行い、迅速な復旧・復興を目指します。

取組① 災害に関する情報発信

- 想定される災害ハザードや避難場所等を取りまとめた「災害ハザードマップ」について、インターネットやパンフレット等様々な媒体や言語により広く周知を図ります。
- 地域防災活動を強化するため、公助に加えて、日頃から自助・互助・共助^{*}の関係を構築できる地域コミュニティの形成を促進します。
- デジタル技術を活用した被災予測や少しでも早い避難を呼びかけるための情報発信など、防災DXの取組を推進します。

取組② 迅速な復旧・復興に向けた事前準備

- 被災地の早期復旧・復興を図るため、事前に発生しうる被災の状況を想定し、復興まちづくりの目標や土地利用の方針、都市施設・公共公益施設の整備方針、応急的に必要な用地確保の方針、復興体制等を定めた「事前復興まちづくり計画」の策定を促進します。
- なお、大規模な災害時には行政区域をまたがるような広域調整も必要となることから、隣接する複数の市町村が連携した計画づくりを促進していきます。

取組③ 災害時の支援体制の構築

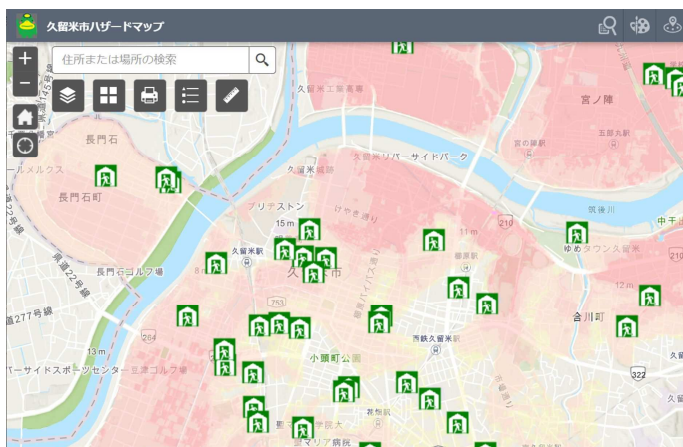
- 大規模な災害が起こった際に、他市町村から被災地への人的支援が円滑に行えるよう、広域的な支援体制の構築と人材育成を推進します。
- 災害ボランティアに関する講習会の開催や情報提供などを推進し、災害復旧・復興に係る県民のボランティア活動を支援します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆防災アプリを活用した情報発信
- ◆地区防災計画※の作成や個人の防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成等による地域防災活動の促進
- ◆市町村による「事前復興まちづくり計画」の策定

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略8（取組方針27）：都市づくりにおけるオープンデータ化を進める



■Web版ハザードマップ

出典：久留米市ホームページ



■防災訓練の様子

出典：福岡県

取組方針15：脱炭素化を推進する

近年、温室効果ガスの排出増加により地球温暖化が進行し、異常気象や海面上昇などの深刻な影響が現れています。これに対処するために、温室効果ガスの排出を大幅に削減し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指した取組が世界的に進められています。

都市の脱炭素化は、住民の健康や生活の質の向上、長期的なエネルギーコストの削減など経済面でも効果が期待されることから、温室効果ガスの排出を削減する集約型都市構造の形成やエネルギーの効率的利用等を推進します。

取組① 都市機能や居住の集積と公共交通利用による脱炭素化の促進

- 都市機能や居住を拠点に集積し、公共交通でアクセスしやすくすることで、自動車での移動に伴うCO₂排出量を削減します。また、まちなかにおいてウォークアブルな空間形成等を進め、車中心から人中心へ転換することで、脱炭素化を図ります。
- さらに、職住近接やデジタル技術を活用した働き方などにより、長時間通勤や通勤混雑にかかるCO₂排出削減を図ります。

取組② 建築物の脱炭素化の促進

- 断熱性の高い建材やサッシ等の高断熱・高気密な外皮、給湯、空調、照明等の高効率設備を採用したエネルギー効率の高い建築物への改修・普及を促進します。
- 地区や街区単位の複数の建物でエネルギーを効率的に利用することにより、地区全体のエネルギー消費量を削減することができます。スケールメリットを活かした高効率な設備の導入や、エネルギー利用に時間差がある複数の建物でのエネルギーの融通、蓄熱・蓄電システム等によるエネルギー利用の平準化等、エネルギーの面的利用を促進し、エリア単位での脱炭素化を推進します。
- 木材は、樹木として吸収した炭素を貯蔵し続けるとともに、建築時の炭素排出も少ないことから、住宅だけでなく店舗や事務所、倉庫、子育て支援施設、高齢者施設等の非住宅建築物に対しても木造建築物の積極的な導入を推進します。

取組③ 再生可能エネルギー等の適正な利用促進

- 太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、利用過程で二酸化炭素やその他の温室効果ガスをほとんど排出しないため、地球環境にやさしいエネルギーといわれています。また近年、クリーンで持続可能なエネルギー源として水素エネルギー[※]が着目されており、その普及に向けた取組が求められています。
- 都市部の建物屋上への太陽光発電の設置や、工場や廃棄物焼却による廃熱、下水汚泥由来の固形燃料やバイオガス、河川や下水等の温度差エネルギー等の未利用エネルギーの活用に向けた都市基盤の整備等を推進します。
- 近年普及している電気自動車や今後期待される水素自動車などの利用促進に向けて、公共施設等へのEV充電スタンドや水素ステーションの設置を促進していきます。
- 低未利用地等への設置が多くみられる大規模な太陽光発電設備は、良好な市街地景観への影響や反射光による住環境への影響が懸念されることから、適正な配置・維持管理を促進するとともに、撤去後は原点回帰するなど周辺地域と調和した適切な土地利用への転換を促進します。

取組④ グリーンインフラを活用した脱炭素化の促進

- CO₂吸収源となる森林や沿岸部、河川等の自然や生態系の保全や、河川改修等とあわせた自然回帰などを推進し、樹木や植物がもつ力による都市全体での脱炭素化を推進します。
- 雨水貯留施設や道路の透水性舗装の整備等による雨水の有効利用などにより、水道や排水処理に係るCO₂排出抑制を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆地区計画等による環境負荷の低い建物の誘導
- ◆用途地域による大規模な太陽光発電設備跡地における土地利用の転換

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針02）：生活の質を高める公共交通軸を設定する
- 戦略5（取組方針18）：都市施設を良好な状態で長く大切に使う
- 戦略7（取組方針23）：自然を守り育てる
- 戦略7（取組方針24）：心を潤す身近な緑や水辺空間をつくる



■エネルギー効率の高い公共建築物
（久留米市環境部庁舎）

出典:環境省



■循環型社会や再生可能エネルギーの中核施設
（北九州市エコタウンセンター）

出典:クロスロードふくおか



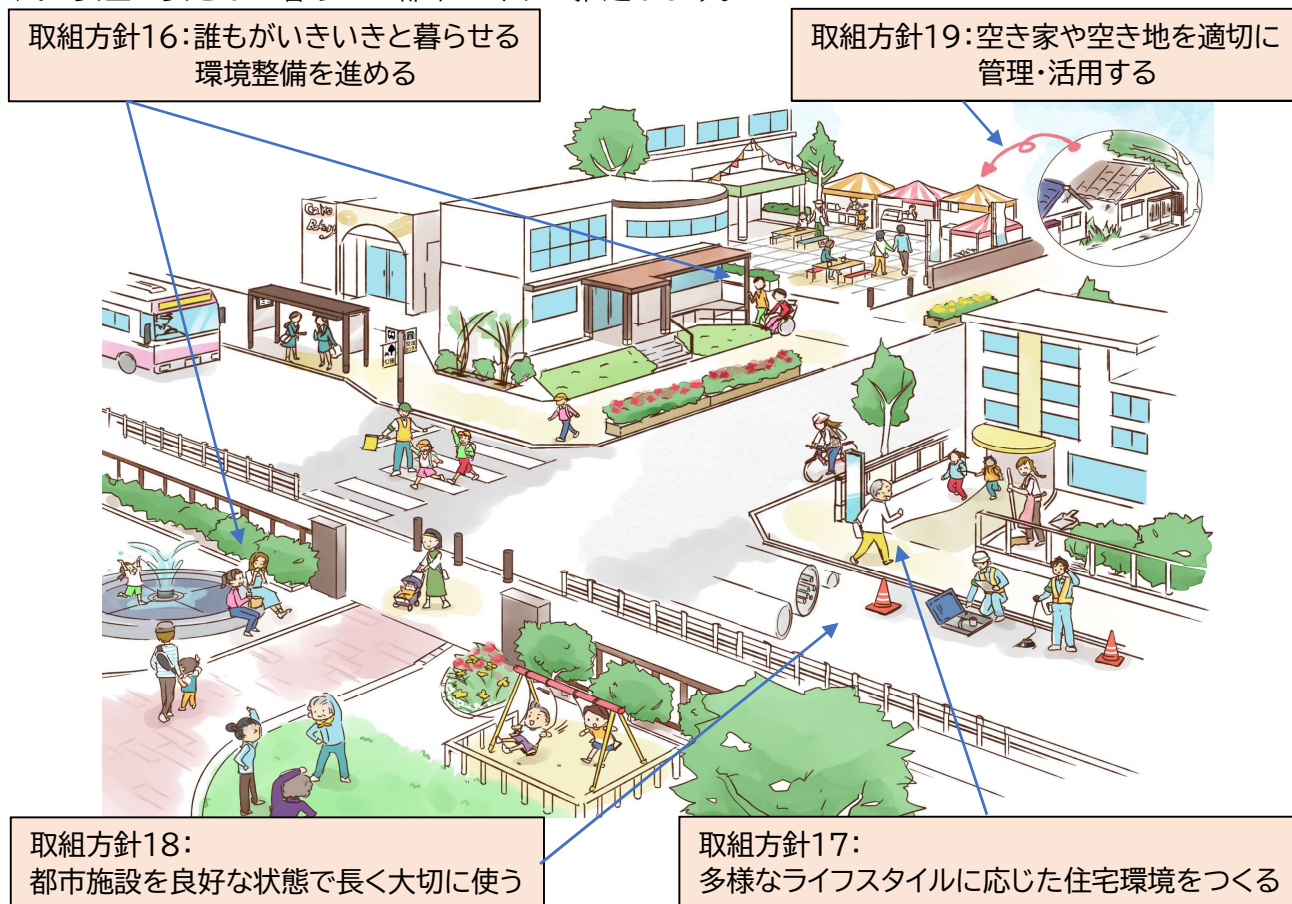
■福岡県庁に設置された水素ステーション

出典:福岡県ホームページ

戦略5 多様な暮らしを支える基盤の形成

人々のライフスタイルが多様化するなか、都市として多様なニーズを受入れ、人々の暮らしやあらゆる活動を支える都市づくりが求められています。

長年にわたり蓄積されてきた都市基盤を活かしながら、子どもや高齢者、障がい者など全ての県民が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進します。



■多様な暮らしを支える基盤の形成イメージ

取組方針16：誰もがいきいきと暮らせる環境整備を進める

年代や性別、国籍等に関係なく、すべての人々が、社会、文化、経済等、あらゆる分野の活動に自らの意思で参加できる、いきいきとした地域社会を築くためには、安全で快適な生活環境を確保することが必要です。

子どもが健やかに成長し、子育て世帯が安心して子育てできる環境を整備するとともに、高齢者や障がいを持った人が生きがいを持ち、自立して元気に暮らせる環境整備を推進します。

取組① 子どもや子育て世帯が安心して暮らせる環境の整備

- 子どもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、子どもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」の取組が求められています。
- 子育て支援施設や身近な公園の整備を推進するとともに、まちなか見守りカメラの設置、歩道・通学路の安全対策等を促進します。
- 中心市街地や交通結節点等において、保育園への送迎を集約化した送迎保育ステーションやコワーキングスペース、子育て世帯の交流空間の整備を推進し、子どもや子育て世帯が暮らしやすいまちなか再生を図ります。

取組② 高齢者が健幸に暮らせる環境の整備

- 高齢になっても地域で元気に暮らせるためには、「健幸＝健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安全・安心で豊かな生活を送れること）」づくりが必要です。
- 住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、買い物や医療施設等に通える地域公共交通の確保を図ります。
- 高齢者の健康増進に向けて、歩行を促進するウォーキングコースの整備や趣味・娯楽を楽しめる交流空間の整備などを推進します。
- 高齢者のための社会福祉施設の整備・活用や身近な公園の整備、活用等を推進し、地域との交流や地域コミュニティ活動を通じた社会参画を促進します。

取組③ 安全で安心して外出できるバリアフリー化の推進

- 小学校周辺の住宅地や商店街等において、車両の通行規制やハンプ※設置等による速度抑制などの交通安全対策を推進し、子どもや高齢者も安全に安心して歩ける道路空間形成を図ります。
- 車いすの人も利用しやすい十分な幅のある歩道や滑りにくいスロープ、視覚障がい者の方を誘導する点字ブロックの整備など、道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の導入やピクトグラムを用いた案内サイン、音声案内、多言語化など、公共交通機関のユニバーサルデザインを促進します。
- 子どもや認知症の人、その家族などが安心して暮らせるよう、まちなか見守りカメラの設置や地域ぐるみでの見守り活動を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆立地適正化計画による多様なニーズに対応した都市機能の誘導
- ◆地区計画等による子育て世帯や高齢者向けの居住環境の整備
- ◆福祉のまちづくり条例に基づく施設のバリアフリー化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する
- 戦略2（取組方針08）：だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する
- 戦略3（取組方針10）：ウォカブルなまちなかをつくる



■子どもや家族が憩える公園

出典:福岡県観光WEBクロスロード福岡ふくおか



■高齢者の交流活動風景

出典:福岡市ホームページ

取組方針17：多様なライフスタイルに応じた住宅環境をつくる

既存の住宅市街地のなかには道路や下水道、公園といった都市基盤が十分に整備されていない市街地もあります。また、高度経済成長期に整備された郊外型の住宅団地では、核家族化による子ども世代の流出に伴い人口減少・高齢化が進んでいます。

暮らしの基盤となる住宅市街地の整備を図るとともに、多様化するニーズに応じて住宅を再生することで、多様なライフスタイルが実現できる暮らし環境を形成します。

取組① 住宅市街地の整備・再生

- 既存の住宅市街地のなかには、道路や下水道、公園といった都市基盤が十分に整備されていないままの市街地もあります。これらは安全で快適に暮らすためには必要不可欠なものであり、住み続けられるための重要な要素となることから、道路、下水道、公園などの都市基盤の整備・改良を推進します。
- 本県への移住や定住の受け皿となる住宅市街地の整備や、県民の暮らしを支える公営住宅の整備や計画的な更新を図ります。
- 市街地内において容積率が阻害して建替えが進まない老朽化したマンションについて、都市全体の都市構造や周辺環境等を考慮したうえで規制緩和等により適切な更新を図ります。
- サービス付き高齢者向け住宅や子育て支援に特化した集合住宅、コワーキングスペースや交流空間を併設したシェアハウスなど、多様なライフスタイルに対応した暮らし環境の整備を促進します。

取組② 早期に整備された大型住宅団地の再生

- 拡大する住宅需要に応えるため高度経済成長期に整備された郊外型の住宅団地では、一定の都市基盤は整備されているものの、核家族化による子ども世代の流出に伴い人口減少・高齢化が進んでおり、地域コミュニティの希薄化や治安の悪化等も懸念されています。
- 少子化対策等の観点からも住宅団地としての存続が必要な団地においては、公園・道路等の計画的な更新や生活サービス施設の誘致、二世帯住宅、三世帯近居、良好な子育て環境を求めるファミリー世帯や緑豊かな生活を求めるニーズへの対応などを行い、既存の都市基盤を活かしながら多様なライフスタイルが実現できる住宅団地へと再生（リニューアル）を進めていきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆地区計画等による新たなニーズに応じた既存住宅団地の再生
- ◆一団地認定の機動的な運用
- ◆土地区画整理事業による区画整理や公園等整備
- ◆地区計画や特別用途地区等での容積率の緩和等による老朽化した集合住宅の建替え促進
- ◆居住環境向上用途誘導地区等による居住環境を向上する施設の誘導

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する



■大型住宅団地の再生

出典:北九州市

取組方針18：都市施設を良好な状態で長く大切に使う

長年にわたり形成されてきた道路、上下水道等の都市施設は、都市の大切な資産であり、整備コストの縮減や環境負荷の観点から、長寿命化を図ることが求められています。

関連計画に基づき適切な維持管理・更新を図ることで、安全で快適な暮らしに必要な不可欠なこれらの都市施設を長く大切に使っていきます。

取組① 都市計画道路等の整備・維持管理・見直し

- 人やモノの円滑な移動や防災・環境・景観面での良好な都市空間の形成、上下水道・電気・ガスなどの収容空間など、様々な役割をもつ都市計画道路等の計画的な整備を促進します。
- なお、都市計画道路の整備にあたっては、社会経済情勢の変化や都市政策の転換等により、その必要性に変化が生じていることや、長期にわたり事業が行われていない路線が多く存在することから、「福岡県都市計画の運用方針」に記載している都市計画道路検証方針に基づいた見直しを進めます。
- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため施設ごとに作成した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を推進します。
- 個人や企業等が道路の清掃美化や花木の育成等、道を守る活動を自主的に行う「道守」活動などを通して、県民や企業等との協働による道路の維持管理を推進します。

取組② 都市計画公園の整備・維持管理

- 人々のレクリエーションや防災、景観、環境保全など多様な機能をもつ都市計画公園について、計画的な整備・維持管理を推進します。

取組③ 上水道の整備・維持管理

- 安全な水を安定的に供給し続けることができるよう、福岡県水道ビジョンに基づき市町村等の水道事業者に対し、施設の適切な維持管理・更新を促すとともに、計画的な耐震化や水道の広域化を推進します。

取組④ 水質の保全・良好な水環境創出のための下水道等の整備・維持管理

- 快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、豪雨に対する浸水対策の推進のため、下水道や農業集落排水※、合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 既存施設については、維持管理と改築・修繕を一体に捉えた計画的な改築更新を行っていきます。

取組⑤ 廃棄物処理施設の適正配置

- 廃棄物処理施設は、都市化の進展による適地の減少や設置に対し住民の理解が得がたいこと等から、立地場所の確保が困難となっています。
- 廃棄物処理施設の配置にあたっては、周辺環境や土地利用等を踏まえて、慎重に判断します。また、運営効率化や維持管理費の削減等を図るため、周辺市町村が広域的に連携した、施設の共同運営・管理を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆計画的な都市施設の更新
- ◆「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づく汚水処理施設の広域化・共同化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針04）：広域的な連携により都市の活力を向上させる
戦略4（取組方針15）：脱炭素化を推進する



■既存交差点の改良整備

出典:福岡県ホームページ



■周辺景観に配慮した廃棄物処理施設
（春日市クリーン・エネ・パーク）

出典:福岡市ホームページ

取組方針19：空き家や空き地を適切に管理・活用する

適切に管理されていない空き家や空き地は、老朽化による倒壊や景観の悪化、防犯上の問題など、様々な都市問題を引き起こします。

空き家や空き地を適切に管理するとともに、時代のニーズへの対応や都市機能として再生するなど、都市アセットして様々な活用を図ります。

取組① 空き家の多面的な活用と除去

- 市街地として今後とも集住を図る地区においては、中古住宅の流通を促進するための住宅診断やリフォーム、空き家バンク等による情報提供や相談体制の構築等により、住宅としての再利用を促進し、住み続けることができる住環境の形成・維持を図ります。
- 既存集落等においては、地域の活力やコミュニティの維持を図るため、IターンやUターンの受け皿としてなど、良質な住宅ストック等としての再生を図ります。
- 駅周辺や集落中心部等においては、地域の特性に応じた交流施設や店舗、オフィスなど、都市アセットとしての多面的な活用を図っていきます。
- 二地域居住、子育て世帯や高齢世帯、外国人世帯などの多様なニーズや、在宅勤務、夜勤等の多様な働き方に応じた間取り・設備等ヘリノベーションすることで、住む人の価値観に応じた暮らしの場へと再生を図ります。
- 老朽化した空き家は、そのまま放置すると倒壊など防災上の問題や不審者の侵入など防犯上の問題があることから、所有者が円滑に空き家の除却を進められるよう、除去後の土地利用転換等に関する支援を含めて一体的に推進していきます。

取組② 空き地の適切な管理と活用

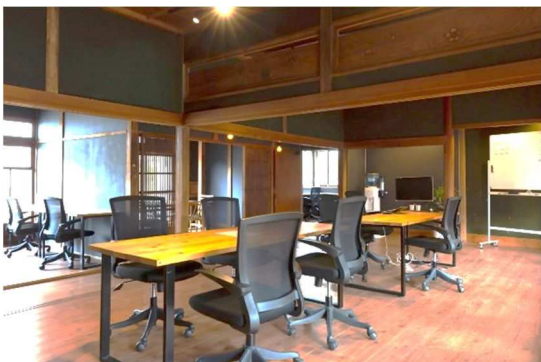
- 空き地は、土地所有者による適切な管理を促進するため、情報発信等による啓発活動を行うとともに、相談窓口の設置等による適切な管理を支援します。
- また、空き地を市民農園等に活用することで、所有者だけでなく地域全体で維持管理を行えることから、多面的用途への活用を促進します。
- 市街地内にある大規模な空き地は、地域のニーズに応じて都市機能としての再生やゆとりある都市空間としての活用を検討します。
- 空き家や空き地が無秩序に多数発生する「都市のスポンジ化」に対応するため、点在する低未利用地を集約して広い敷地を確保するなど、従来の既成概念にとらわれない柔軟な土地活用を図っていきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）による空き家対策や空家等活用促進区域の活用
- ◆空き家バンク等による情報提供や相談体制の構築
- ◆“柔らかい区画整理”（小規模な区画整理）やコモンズ協定※等による低未利用地の利活用
- ◆誘導型地区計画の活用

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針03）：郊外部の住宅地や集落を維持する
戦略3（取組方針12）：良質な建物や資源をリニューアルして使う



■古民家を活用した郊外部の
コワーキングスペース（福岡県うきは市）
出典：うきは市



■空き地を活用した施設整備（佐賀市）
出典：国土交通省資料

(参考) 低密度化への対応例

◇地形条件から今後の土地の利用可能性が低い地区(斜面住宅地等)での対応イメージ

- ・若年層世代が流出し、高齢化が進行
- ・狭隘な道路や階段等により、高齢者にとって外出が困難
- ・土砂災害の危険性のほか、火災に対する防災性も弱い。

対応イメージ

- ・自然的環境への回帰
- ・公園、展望スペース、コミュニティスペース、法面安定化のための対策用地等としての活用
- ・高齢者の外出・介護の支援
- ・まちなかへの住み替え促進
- ・条例による建築行為の規制や防災・防犯上問題を有する空き家除去の促進
- ・防災情報の啓発 など



◇都市基盤が未整備である市街地地区での対応イメージ

- ・安い宅地価格を背景に、まちなかからの人口流入により拡大した住宅地
- ・周辺の生活利便施設や都市基盤などが不十分な場合が多い。
- ・人口減少により住宅の量的なニーズが縮小するなかで、新たな居住者が見つからず、空き家・空き地となる可能性が高い。

対応イメージ

- ・公園、市民農園、共同駐車場、コミュニティスペース等としての活用



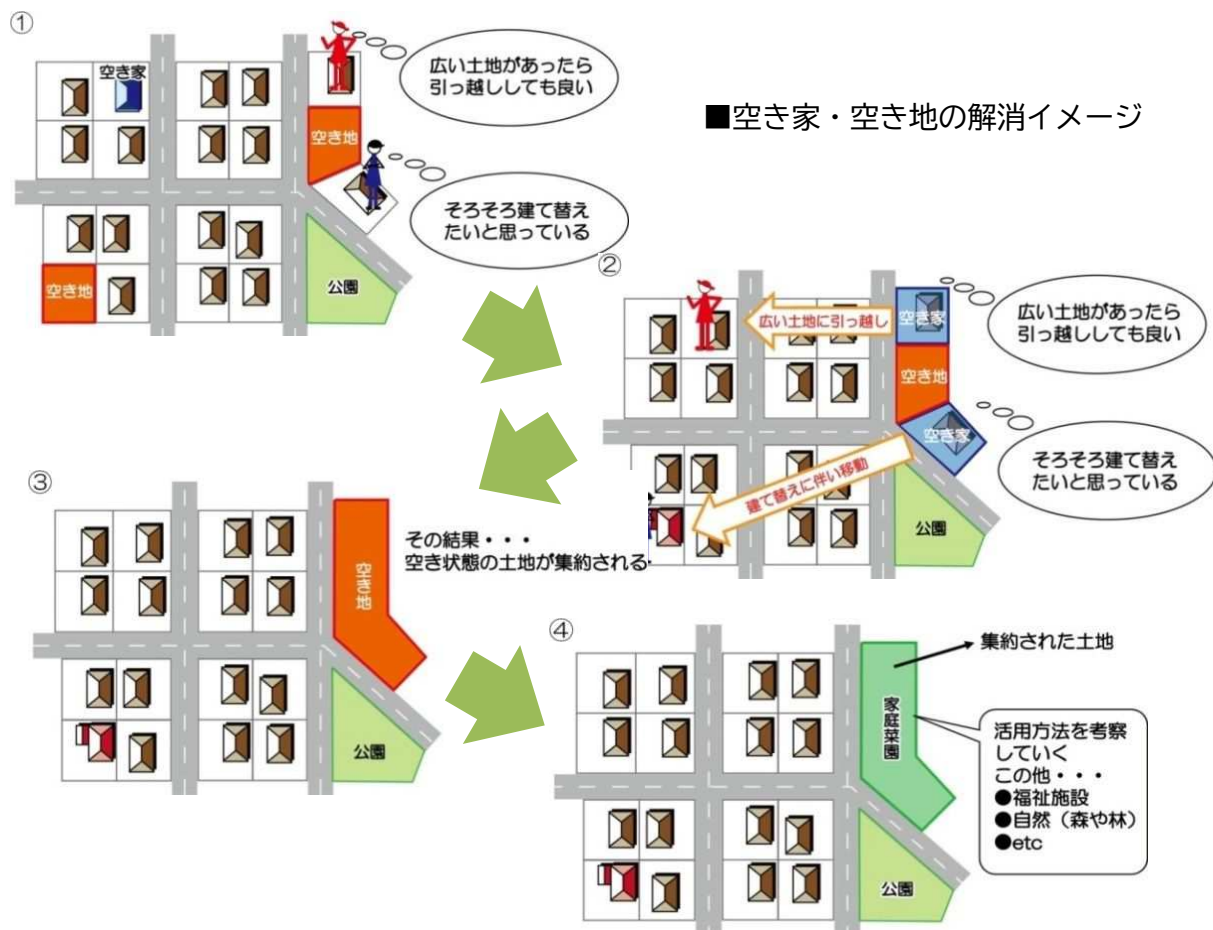
(参考) 低密度化への対応例

◇高度経済成長期に整備された郊外型の住宅団地での対応イメージ

- ・拡大する住宅ニーズに答えるため、計画的に整備され、道路や公園など都市基盤が整っている住宅団地
- ・核家族化による子ども世代の流出に伴い、人口減少や高齢化が進行し、空き家や空き地も発生

対応イメージ

- ・都市基盤を活かした再生(リニューアル)により魅力ある住宅団地に向けた用途規制の変更やミクストユースの促進
- ・良好な環境を求めるファミリー層や緑豊かな生活を求めるニーズ等の受け入れ
- ・二世帯居住等の居住者ニーズへの対応
- ・敷地の拡大による質の高いゆとりある住宅整備
- ・リノベーションによる不動産流通の促進 など

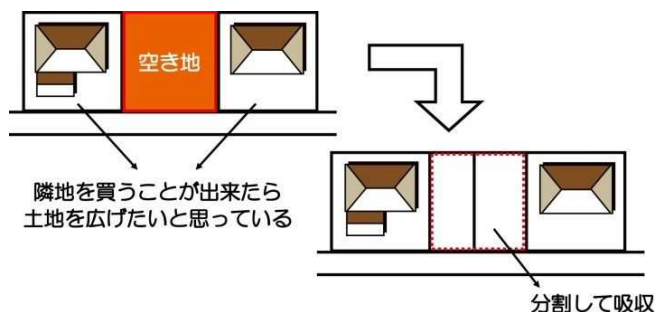


出典：東京工業大学 中井検裕氏による「人口減少下における都市計画のあり方
(平成25年度福岡県都市計画協会専門研修会資料)」

(参考) 低密度化への対応例

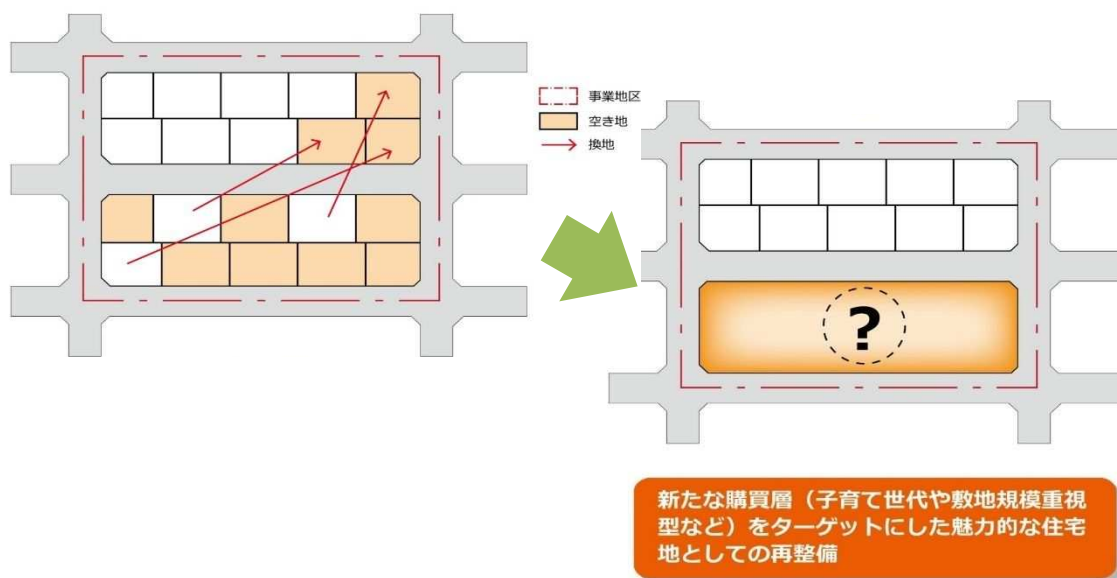
■余剰地へのニーズによる空き地・空き家の解消イメージ

空き家・空き地を活用し、既存の居住者のうち、現在よりも広く住みたいというニーズに対応するケース



■街区単位での集約化による住宅地の再整備イメージ

空き地となった宅地を集約し、新たな購買層（子育て世代や敷地規模重視など）の需要に対応した土地利用が可能となる街区を創出し、魅力的な住宅地として再整備するケース



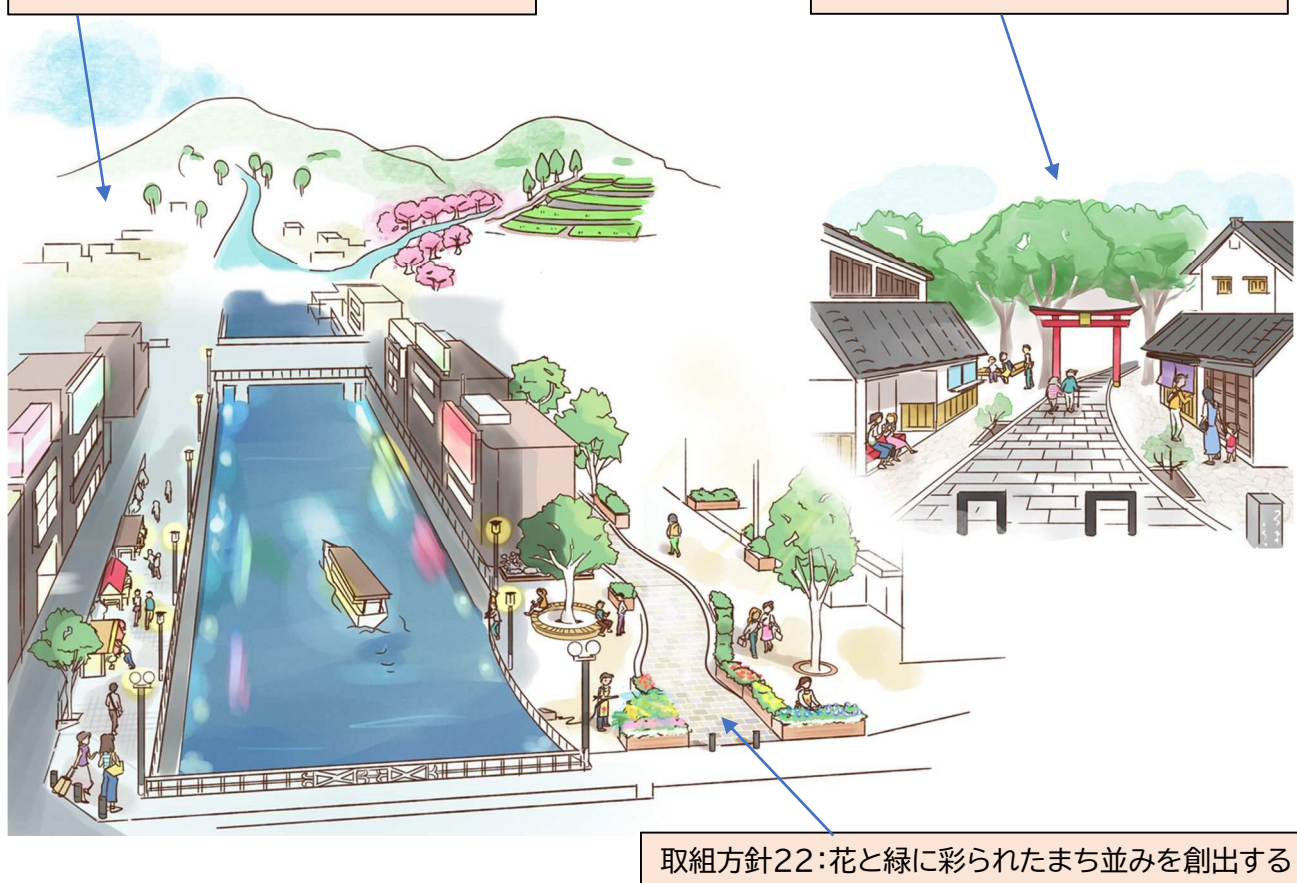
戦略6 美しく個性豊かな地域づくり

豊かな自然や美しいまち並みは、人々の心を癒し、精神的な豊かさをもたらすとともに、多くの観光客を引き寄せ、にぎわいや交流を創出します。

美しく個性豊かな地域づくりを推進するため、都市と自然が織りなす美しい景観づくりに取り組むとともに、歴史や文化を活かした個性ある地域づくり、花と緑に彩られた美しいまちづくりを進めます。

取組方針20：都市と自然が織りなす
美しい景観づくりを進める

取組方針21：歴史や文化を活かした
地域づくりを進める



■個性と魅力あふれる地域づくりイメージ

取組方針20：都市と自然が織りなす美しい景観づくりを進める

本県は、三方を海に囲まれ、大小の河川や山並み、田園などの豊かな自然に恵まれるとともに、古くからアジアの国々や地域との交流の結節地域（クロスロード）として独自の文化、伝統を築いてきました。また、県土には、百万都市、中小の都市群、農山漁村といった様々な規模と特色を有する地域があり、それぞれの地域において、歴史と風土に根ざした多彩な経済・社会・文化などの諸活動が営まれています。

生活をよりゆとりと潤いのあるものとするため、これらの歴史・自然及び社会活動等を地域の景観資源として再認識し、効果的に活用することで、都市と自然が織りなす美しいまちづくりを推進します。

取組① にぎわいと活力のある中心市街地の景観形成

- 中心市街地等では、通りの魅力を引き出す花修景や街路樹の選定、建築物のファサードの統一等により、まちの顔として魅力あるシンボルロードの整備を促進します。
- 商業・業務施設が集積する都心部等では、建物の容積率、建ぺい率、高さの制限や、意匠・色彩の指定などによりスカイラインの統一を図り、調和のとれた美しいまち並み景観を形成します。
- 河川に映り込むネオンや山頂から望む市街地の夜景など特徴的な夜間景観を保全するとともに、通りを美しく照らす照明機器の設置や樹木のライトアップなど、民間団体等とも連携しながら、周辺環境に配慮した夜間景観の形成を図ります。
- 無秩序に設置される屋外広告物は、美しいまち並みや風景が損なわれるおそれもあることから、屋外広告物の規制や周辺景観と融合したデザインの誘導などにより、周辺環境と調和を図ります。

取組② 落ち着いたゆとりある住宅地の景観形成

- 地域の自然・歴史資源を有効に取り入れながら、まち並みの統一や屋外広告物の規制などにより、落ち着いたゆとりある良好な住宅地の景観形成を推進します。
- 住宅地では、壁面後退距離や屋根勾配、色彩等に一定のルールを定めることにより、調和のとれたまち並みづくりを促進します。
- 住宅を取り囲む生け垣や庭木を連続させることで、道路沿道や民有空間の緑化を促進します。また、住民主体の花づくり活動等様々な自主的活動の促進を図り、景観形成活動の誘導を行います。

取組③ 自然環境と調和した集落・田園地等の景観形成

- 田畑、ため池、せせらぎ、里山などの郊外部の農山漁村の景観は、長い歴史のなかで培われた文化を含んで現在に伝えられています。田園風景や里山などは、自然豊かなふるさとの景観として、引き続きその保全を図っていきます。
- 山間に広がる棚田や大規模な水田など、人の営みと自然が織りなす伝統的で美しい景観は、積極的に保全します。
- 河川流域や山並み、丘陵、田園など、複数の市町村の区域にわたって広域的に連続している景観資源は、県と関係市町村が一体となって良好な景観形成を目指す広域景観の取組を推進します。

取組④ 景観に配慮した公共施設等の整備

- 道路、河川、橋梁、公共建築物等の公共施設が周辺の景観に与える影響は大きいため、良好な景観形成を先導する役割を担う施設として、周辺環境や地域の歴史、伝統等と調和した景観形成に配慮するよう努めます。
- 新たな都市計画道路の整備にあたっては、地域特性に応じた街路樹の選定を行うとともに、橋梁の新設・架け替えにおいては周辺景観に溶け込む色彩を用いるなど、地域と調和した良好な景観形成を図ります。
- 公共建築物の整備においては、屋上や壁面の緑化や花壇の整備、地元木材を用いた修景整備などを推進し、良好な景観形成を先導する施設として活用を図ります。
- 山間部から市街地までを連続して流下する河川は、周辺の景観や生態系にも配慮しながら、自然を基調とした景観形成を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆景観計画の策定による良好な景観形成
- ◆地区計画等を活用した壁面後退による、ゆとりある歩行者空間の確保
- ◆景観条例等による建築物の形態、色彩、意匠の制限
- ◆屋外広告物条例による屋外広告物の規制
- ◆地区計画や建築協定による住宅地の景観に関する一定のルールづくり
- ◆広域景観計画の策定と景観連絡会議（景観協議会）による広域景観形成
- ◆区域区分や用途地域等による周辺景観にふさわしくない土地利用の規制

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略3（取組方針11）：地域の顔となるまちなかをつくる
- 戦略7（取組方針23）：自然を守り育てる
- 戦略7（取組方針24）：心を潤す身近な緑や水辺空間をつくる



■豊かな河川環境を生かした景観（柳川）

出典：クロスロードふくおか



■棚田や美しい田園地

出典：クロスロードふくおか



■市町村を跨いだ広域景観（筑後川流域）

出典：クロスロードふくおか

取組方針21：歴史や文化を活かした地域づくりを進める

本県には、「明治日本の産業革命遺産」及び『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の2つの世界文化遺産や、太宰府天満宮をはじめとする寺社、長崎街道の宿場等のまち並みなど、様々な時代・建築様式の建物が多く残されています。これらの歴史・文化的資源を活かし、風格と味わいのある魅力ある地域づくりを進めることが重要です。

また、都市に人を呼び込むためには、都市機能の高度化だけではなく、他の都市にはない独自性や差別化を図ることがますます重要となっています。地域に眠っている資源を発掘・認識し、さらに個性を磨くことで、その都市やその場所でしか得られない魅力や価値を高めながら、特色ある地域づくりを推進します。

取組① 歴史的市街地の景観形成

- 県内に多くある歴史的・文化的な資源は、継承・発展させていくことにより風格と味わいのある都市空間が醸成されていくことから、重点的に保全を図るとともに、周辺環境も含めた修景整備を進め、地域の個性として積極的な活用を促進します。
- 歴史的市街地においては、都市機能の更新との整合性を図りつつ、歴史的な景観資源と調和した統一感のある地域景観の形成を誘導します。

取組② 地域資源を活かした個性ある地域づくり

- 地域にある自然、歴史、文化などの資源を発掘し、その価値を改めて認識・共有、活用することで、地域の魅力を最大限に活かした特色のある地域づくりを推進します。
- 地域の魅力を発掘・再認識することは、地域への愛着や誇りが育まれ、住民のwell-being(幸福度)向上にもつながることから、地域住民との協働による取組を推進します。
- 継続的・定期的な訪問を促すため、従来の有名な観光スポットや風光明媚な景色だけではなく、地域団体や民間事業等と連携した特定テーマや趣味活動等をターゲットにした個性ある地域づくりを促進します。

取組③ 美しいまちづくりに関する意識の醸成

- 美しいまちづくりを進めていくためには、そのための情報提供や情報交流等の活動を通して、県民意識の醸成を図っていく必要があります。
- 県、市町村及びNPO・ボランティア団体※で組織する福岡県美しいまちづくり協議会による情報発信や、学校教育、シンポジウム等を通じて、美しいまちづくりに対する意識・意欲を高めていきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆景観地区、景観重点地区の指定による重点的な景観整備
- ◆地区計画や建築協定、伝統的建造物群保存地区制度等の活用による歴史的な資源と調和した景観形成
- ◆景観に関するまちづくり協定による色彩や建築材料の統一化
- ◆福岡県美しいまちづくり条例の推進
- ◆福岡県美しいまちづくり協議会の各種活動による意識醸成

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略2（取組方針06）：九州をけん引する経済・産業・観光拠点をつくる

戦略3（取組方針11）：地域の顔となるまちなかをつくる



■長崎街道宿場町

出典:飯塚市観光ポータル



■世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設

出典:福岡県観光WEBクロスロード福岡

取組方針22：花と緑に彩られたまち並みを創出する

花や草木は、季節の移ろいを感じられ、人々の心に潤いをもたらします。身近な生活空間を地域の特色に応じた花や草木で彩ることで、その地域らしい美しいまち並みが形成されるほか、子どもたちの情操教育や心の健康にもつながるとともに、ワンヘルスにも貢献します。

地域で花や草木でまちを彩る活動に参加することで、地域の人々の交流が促進され、生きがいや喜びを感じられることから、産学官民が連携し、花と緑に彩られたまち並みの形成を推進します。

取組① 花や緑に彩られた公共施設等の整備

- 道路や公園、庁舎などの公共施設に花壇やシンボルとなる木などを整備し、訪れる人々に癒しの空間を提供します。
- 学校の敷地内に花壇や植栽を設け、子どもたちが自然に触れ合う機会を増やすとともに、環境教育の一環として、緑化活動を推進します。
- 市街地内の道路において、夏の厳しい日差しを和らげ良好な景観をもたらす街路樹の整備を推進します。

取組② 住民や企業と協働した緑化活動

- 花と緑による美しいまちづくりを進めていくためには、行政だけではなく住民や企業が参加し、地域が主体となって取り組むことが重要です。
- このため、民間施設の花壇整備や住宅における花、草木の植樹、剪定、適切な維持管理などを促進し、生活において身近に花や草木を感じられる環境づくりを進めます。
- 地域住民が主体となって花壇や植栽を設置し手入れを行う「花いっぱい運動」や、緑地や公園の管理を住民が行うボランティア活動など、地域主体の取組を支援していきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆地区計画や景観条例、緑地協定制度*等による道路沿道や民有空間の緑化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略3（取組方針10）：ウォーカブルなまちなかをつくる

戦略7（取組方針24）：心を潤す身近な緑や水辺空間をつくる



■花と緑に彩られた公共施設
（城南区市民センター）

出典：福岡市城南区役所



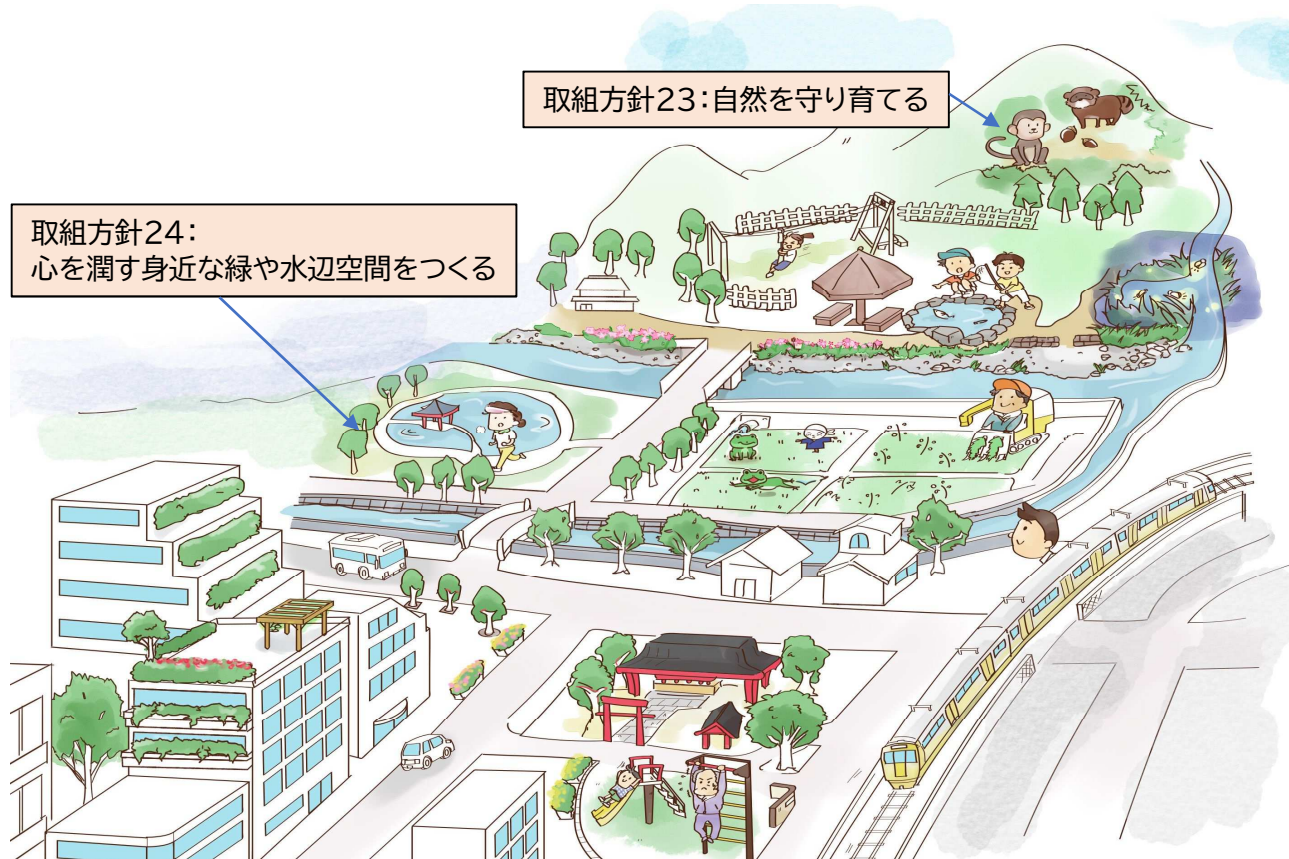
■花による美しいまちづくり
（岡垣サンリーアイ）

出典：福岡県

戦略7 自然と共生した都市づくり

地球温暖化や自然災害への対応、生物多様性の保全・再生、ワンヘルスの推進など、自然環境に配慮した都市づくりが求められています。

県内に広がる森林や河川、海岸などの豊かな自然を守り育てるとともに、都市部においても心を潤す身近な緑や水辺空間を創出し、都市全体の総合的観点から自然と人、あらゆる生物が共生した都市づくりを進めます。



■自然と共生した都市づくりイメージ

取組方針23：自然を守り育てる

本県の森林は、主に海岸や山地沿に広がりを見せ、貴重な野生の生物が多く生息し、守るべき優れた自然景観があり、その一部は自然公園や自然環境保全地域などに指定されています。これらの豊かな自然環境を守るため、本県では福岡県生物多様性戦略や福岡県ワンヘルス推進行動計画を策定するとともに、個別規制法による土地利用規制や治山事業・砂防事業等により、自然環境の整備・保全を推進しています。

都市づくりにおいても、人と動物の健康と環境の健全性の一つといった「ワンヘルス」の観点から、人と自然、あらゆる生物が共生できる自然環境の整備・保全・再生を図ります。

取組① 地域らしさを構成する自然環境の保全

- 雄大な山脈や丘陵地等の森林、風の道ともなる川などは、県土の骨格を形成するものであり、積極的に保全を図ります。
- また、都市部に近く、郷土景観や地域らしさを構成する山、海辺、河川は、都市を形づくる上でも重要な役割を担うことから、重点的に保全を図ります。
- このなかでも、都市部の背景となる山並みや電車や幹線道路から眺める田園地、都市部を流れる河川などは、都市に潤いをもたらすことから、適切な保全を図っていきます。

取組② 郊外部における自然環境の保全

- 山や森林などの原生的な自然と都市との中間にある里地里山は、多様な生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。そこでは、農林業などの産業活動に従事する様々な人々によって里地里山ならではの環境が形成・維持されてきました。
- しかしながら、人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受け、里地里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されています。
- このため、伝統的な里地里山の利用・管理手法の再評価、保全活用につながる新たな手法の導入、都市住民や企業など多様な主体との連携による里地里山の保全活用を図ります。
- 里山林において、野生動物が身を隠すことができない見通しの良い緩衝地帯の整備等を行うことで、人と野生動物の棲み分けを図り、鳥獣被害から営農活動などの農村集落における生活環境を守ります。
- 都市近郊に広がる優良農地は、食料の安定的供給や良好な自然的景観の保全の観点から、積極的に保全するとともに、耕作放棄地については適切な管理を促進します。

取組③ 水と緑のネットワークの形成

- 県内の各流域圏においては、自然とのつながりや圏域の個性を生かし、緑の自然軸・海の自然軸との連続性をもった水と緑のネットワークの形成を図ります。
- これらの水と緑のネットワークを形成することで、生物の移動・分散に寄与するとともに、豊かな水と緑にふれあいながら、それぞれの流域圏にある緑の拠点や観光・歴史・文化等の拠点の回遊性を高めていきます。
- 水と緑のネットワークを構成する緑地、河川、公園等を活用し、潤いと豊かさをもたらす魅力ある水辺空間や自然環境の整備保全・再生を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆区域区分（市街化調整区域）による自然地や郊外部の市街化の抑制
- ◆地域制緑地※（風致地区、緑地保全地区※、生産緑地地区※）等による良好な自然環境の保全
- ◆都市公園等による水辺空間や自然環境の整備

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略4（取組方針13）：災害に強い都市をつくる
- 戦略4（取組方針15）：脱炭素化を推進する
- 戦略6（取組方針20）：都市と自然が織りなす美しい景観づくりを進める



■里地里山の風景

出典：福岡県都市計画課

取組方針24：心を潤す身近な緑や水辺空間をつくる

都市部にある公園・緑地は、人々の憩いの場、美しい景観形成、温室効果ガスの吸収、生物多様性の確保、災害時の避難場所や延焼防止など、グリーンインフラとして多様な機能を有しています。

また、都市公園や河川、海岸などの水辺空間は人々のレクリエーションの場としてだけでなく、地域コミュニティの形成や子どもの健全な成長を促す自然豊かな遊び場、子育て世代の交流の場、高齢者等の憩いの場としての役割も期待されます。

県民の健全な都市活動を支えるとともに、豊かで潤いがあり、地域幸福度（well-being）を感じられる暮らしを実現していくため、官民が連携して都市公園の整備・活用や都市の緑化、良質な緑地の保全を図り、身近な緑や水辺空間の形成を推進します。

取組① スポーツやレクリエーション活動を支える公園・緑地の整備

- 県民のスポーツや多様なレクリエーション需要に対応するため、総合公園や運動公園などの都市公園の適切な整備・維持管理を図ります。
- 車いすテニスや世界水泳など、国際的な競技大会が行える質の高い競技施設や設備などが備わった都市公園の整備、維持管理を図っていきます。
- 自転車で地域を巡るサイクルツーリズムを推進するため、サイクリングルートの整備や駐輪施設の整備等を推進します。

取組② 都市活動を支える魅力的な公園・緑地の整備・利活用

- 子どもが安心して遊べる遊具が備わった公園や、高齢者等の健康維持を促す公園など、県民の豊かな暮らしに不可欠な公園の整備・維持管理を推進します。
- 地域の歴史資源や自然資源を活用した公園、水と親しめる親水公園など、地域らしさと触れ合える公園・緑地の整備を推進します。
- 公園・緑地の整備・管理においては、Park-PFIの活用により民間の優良な投資を誘導するなど、より柔軟な使い方を推進するとともに、地域住民や団体等による管理運営への参画を促進し、都市公園の魅力と利便性の一層の向上を図っていきます。
- 煩音^{はんおん}を緩和する緩衝帯の整備や公園利用のルールづくりなどを促進し、公園利用と近隣住民の快適な暮らしの共生を図ります。

取組③ 建物緑化や街路樹などグリーンインフラの整備

- 中高層建物が密集する市街地等において、気温上昇の緩和や建物内の室温変化に寄与するとともに、潤いある良好な景観を創出する、建物の屋上や壁面の緑化を促進します。
- 幹線道路における街路樹などのグリーンインフラの整備を進めることで、夏の日差しを遮るとともに排気ガスや騒音等を緩和させ、快適な歩行者空間の創出を図ります。

取組④ 市街地にある良質な緑地の保全

- 市街地のなかにある神社仏閣や鎮守の森、市民農園などの良質な緑地は、市街地における生態系の保全や良好な自然的景観の形成に寄与するとともに、都市生活に潤いと安らぎをもたらすため、適切に保全を図っていきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆「緑の基本計画」の策定と計画に基づいた公園・緑地の適正配置
- ◆県民のスポーツやレクリエーション活動を支える都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備
- ◆地域の交流や子供の遊び場を提供する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備
- ◆Park-PFI等による多様な主体による公園・緑地の維持管理と利活用
- ◆一定規模以上の建築物の新築・増築を行う場合に敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける「緑化地域制度※」の活用
- ◆土地所有者等の合意により街ぐるみで緑化を行う「緑地協定制度※」の活用

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略4（取組方針15）：脱炭素化を推進する
- 戦略6（取組方針20）：都市と自然が織りなす美しい景観づくりを進める
- 戦略6（取組方針22）：花と緑に彩られたまち並みを創出する



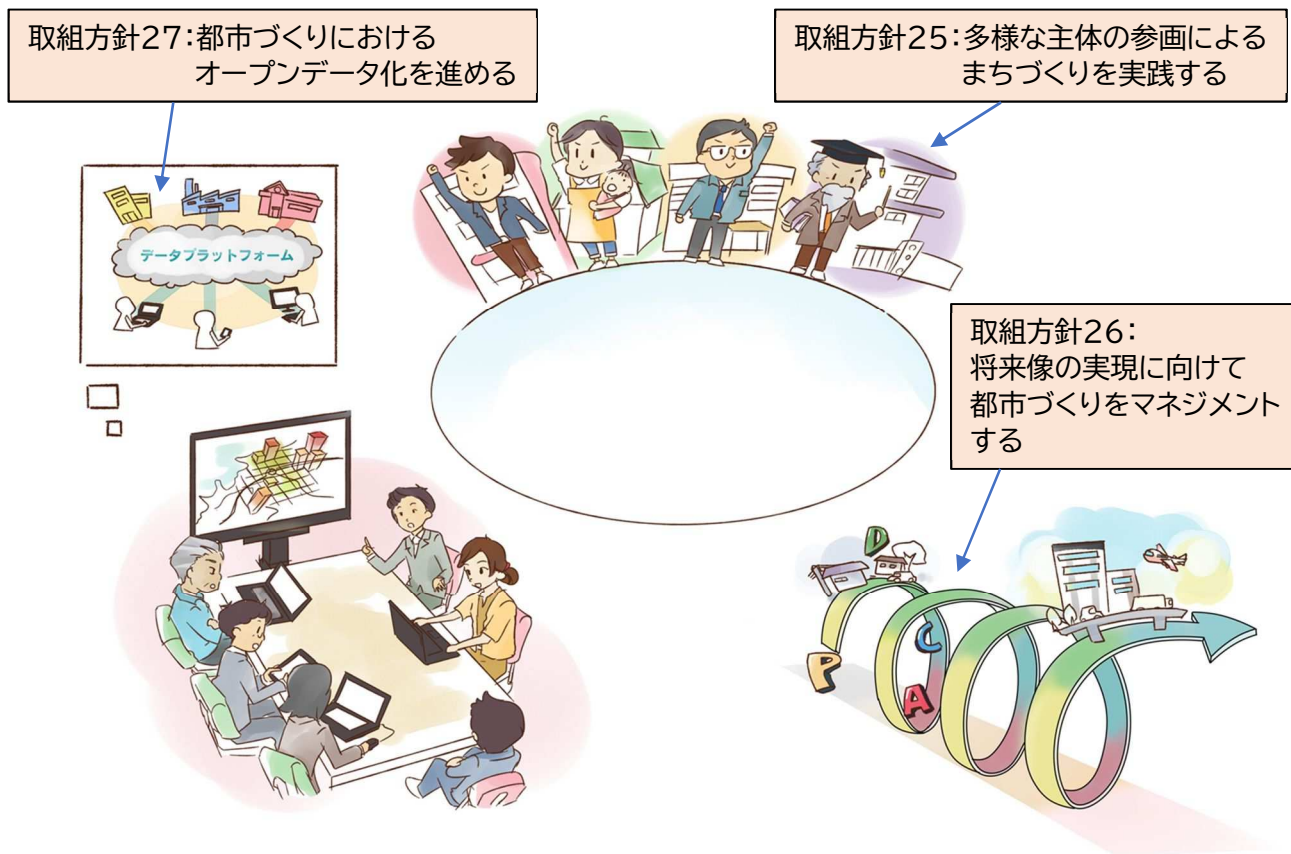
■屋上・壁面緑化の風景

出典：福岡県美しいまちづくり協議会

戦略8 共に学び共に創るこれからのまちづくり

多様化する社会課題やニーズに対応するため、従来行われてきた行政主導の“大きな”まちづくりだけでなく、民間や住民主体の“小さな”まちづくりも求められています。

産学官民が連携し、当事者として共にまちづくりに取り組む「共創」のまちづくりを推進するとともに、集約型の都市づくりの実現に向けた都市づくりのマネジメントを進めていきます。



■共に学び共に創るこれからのまちづくりイメージ

取組方針25：多様な主体の参画によるまちづくりを実践する

従来の行政主導の都市政策では、多様化する全ての社会課題に対応することが困難になっており、多様な主体のまちづくりへの参画が求められています。

民間企業や研究機関等がもつ専門的知見やノウハウ等を活かしながら、行政、住民、まちづくり団体、民間企業、大学、研究機関等の多様な主体がフラットに連携した共創のまちづくりを推進します。

取組① 産学公民が連携した共創のまちづくり

- 民間の資金と経営能力やノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行うPFI事業などの公民連携の取組を推進します。
- 特定の地区において、民間団体が主体となってまちづくりを行うエリアマネジメントの取組を促進します。
- NPO・ボランティア団体、企業、行政、大学等多様な主体間の協働を促進し、共助社会づくりを推進する拠点として協働支援等を行う「コラボステーション福岡」や地域づくり団体間の情報交換や交流等を支援する「地域づくりネットワーク福岡県協議会」の取組を推進します。

- 大学や研究機関、スタートアップ、ベンチャー企業等と連携した最先端の技術やサービスを取り入れたまちづくりを促進します。
- 産学公民が連携し、常設ではなく時間や曜日を指定した可変的なまちづくりや、社会実験等による機動的（アジャイル）なまちづくりなどを促進します。

取組② 県と市町村が一体となったまちづくり

- まちづくりは、各市町村がそれぞれの個性を活かしつつも近隣市町村との連携・調整や都市圏全体、県全体といった広域的な視点に立って推進することが重要です。
- 県は市町村の区域を超える広域的な見地から適切に判断し、市町村は地域の主体性を尊重しつつ広域的な整合性を確保することで、一体となったまちづくりを推進します。

取組③ 住民参加・住民主体のまちづくり

- まちづくりへの興味を高めるため、シンポジウムやイベント等の開催やインターネット、広報誌、パンフレット等を通じて、都市計画に関する情報をわかりやすく広く情報発信します。
- 公園の管理や地域公共交通の運行など、地域住民や団体等による維持管理を促進します。
- まちづくりを自主的に行おうとする地域住民団体等に対し、まちづくりの専門家の派遣や提案内容に関する助言等を行うなど、住民主体のまちづくりを支援します。

取組④ まちづくりに係る人材育成

- 最新の都市計画動向に関する勉強会の開催や情報交換等により、まちづくりに係る人材の技術力向上や後継者の育成を図ります。
- NPO・ボランティア団体や住民参加型ワークショップ等の活動を通じて、計画立案や都市計画事業に関する住民参加を促進するとともに、都市づくりに関する地域リーダーとして継続的に参加してもらう人材の育成・確保を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆エリアマネジメントによる民間が主体となったまちづくりの促進
- ◆「コラボステーション福岡」や「地域づくりネットワーク福岡県協議会」を通じた民間団体活動支援
- ◆「まちづくり専門家派遣制度」活用による地域住民団体等へのまちづくり専門家の派遣
- ◆都市計画提案制度による住民等によるまちづくりの都市計画への反映

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略2（取組方針08）：だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する

戦略3（取組方針12）：良質な建物や資源をリニューアルして使う



■エリアマネジメント活動（We Love 天神）
きらめき通り歩行者天国
「FUKUOKA STREET PARTY」
出典: We Love天神協議会事務局ホームページ



■住民ワークショップの風景
出典:福岡市ホームページ

取組方針26：将来像の実現に向けて都市づくりをマネジメントする

目指すべき都市像を実現するためには、相当程度の期間を要することから、都市づくりの計画は継続性と安定性が求められます。このため、集約型の都市づくりを進めていくためのマネジメントの手法として、都市構造の評価を踏まえたPDCAを活用していきます。

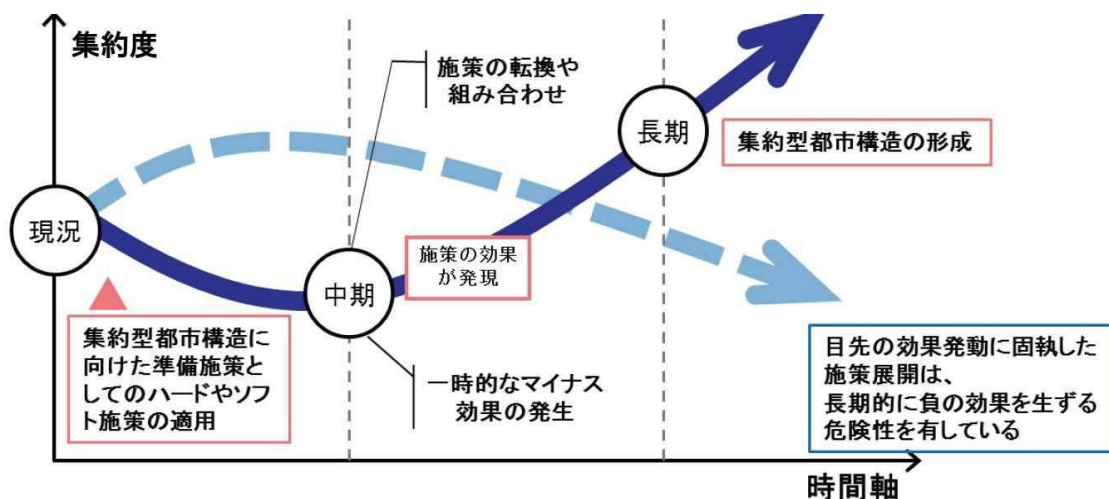
なお、都市計画区域マスタープランについては、基本方針に沿ったものであれば、部分的改定を機動的に行っていきます。

取組① 都市圏における都市構造の技術的な評価

- 集約型の都市づくりのPDCAによる管理のため、都市圏単位で都市構造の技術的な評価を行うことを目指していきます。
- このため、都市圏での都市構造評価を行い、広域への影響を確認するため、都市圏構造の技術的な評価手法についても検討します。

取組② PDCAによる集約型の都市づくりの実践

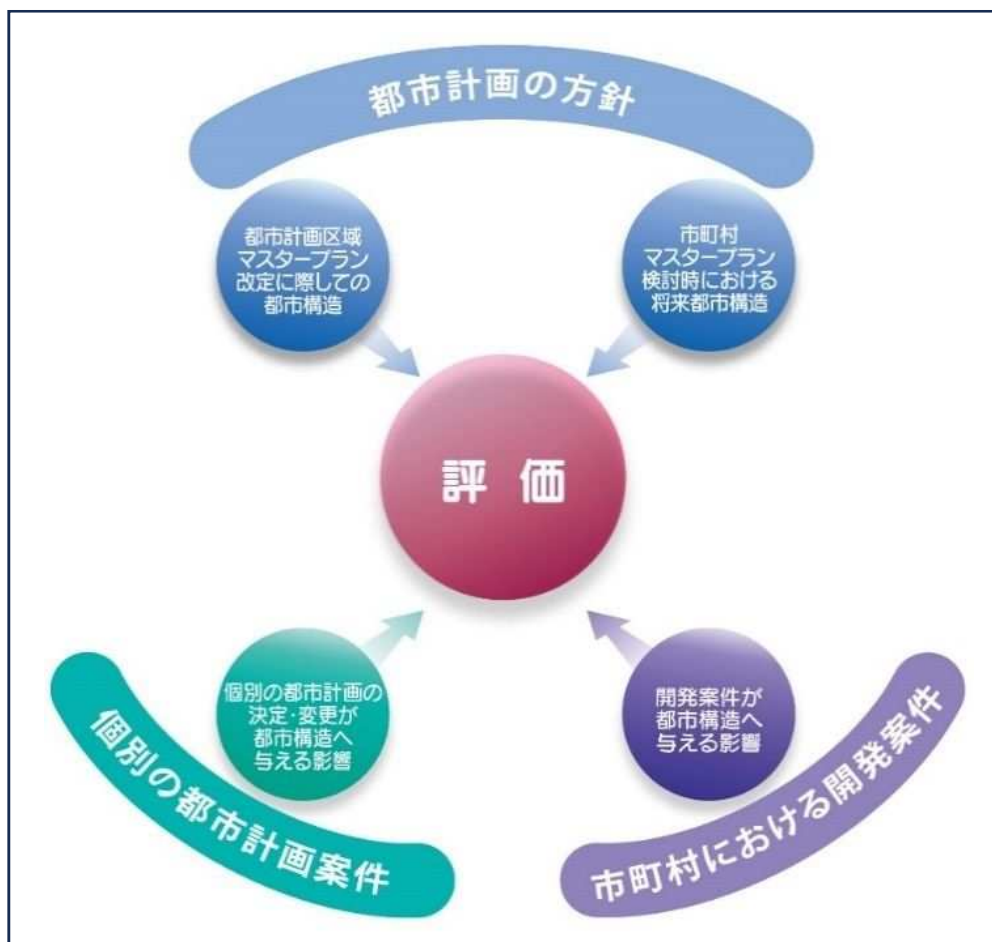
- 都市計画区域マスタープランは、5年を目途に見直しを行っていますが、集約型の都市づくりの実現に向けてPDCAによるマネジメントを実施していきます。
- 市町村の申し出に基づき都市計画区域マスタープランの見直しを行った事項の検証や、施策の実施状況、効果の検証もPDCAのなかで行い、必要に応じて市町村への働きかけを行います。また、市町村の都市計画マスタープランが当初策定から相当期間見直しが行われていない場合についても、定期的な検証を促していきます。
- 施策によっては効果が一時的にマイナスに働くものもあることを想定し、短期的な結果のみで判断するのではなく、長期を見据えた上で中間地点として状況を考慮しながら、施策展開を実施していきます。



■長期を見据えた施策展開の概念図

取組③ 集約型の都市づくりの推進体制の構築

- 現在、本県では福岡県都市計画審議会※を設置し、都市計画に関する調査や審議を行っています。また、その下に専門委員会を設置し、都市圏における都市構造の課題把握や都市計画の変更が都市構造へ及ぼす影響など、集約型の都市づくりに向けた専門的見地からの検討、評価を行っています。
- 集約型の都市づくりのさらなる増進に向けて、市町村における都市計画の方針や開発案件について助言を行う組織（県・市町村・専門家等の多様な主体により構成された専門家会議）の設置や拡充を検討します。



■専門家会議設置による取り組みイメージ

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

◆専門委員会等による技術的評価、PDCAの実施

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針04）：広域的な連携により都市の活力を向上させる

取組方針27：都市づくりにおけるオープンデータ化を進める

多様な主体の共創によるまちづくりを推進するためには、都市計画に関する情報を容易に入手でき、それらを活用した調査、分析、検討が誰でもいつでも行えることが重要です。

都市づくりの検討に必要な様々なデータのオープン化を進めるとともに、関係者間での認識や共有を深めるため、データの可視化や3次元化を活用した都市づくりを推進します。

取組① 都市計画に関するデータのオープン化

- 民間団体や住民が都市計画に関する情報を容易に入手・活用できるよう、都市計画基礎調査や都市計画基本図等の二次利用できる形式でのオープンデータ化を推進します。
- 単独でのデータ整備が困難な市町村等では、周辺都市と合同でのデータ整備を進めるなど、県全体でまちづくりDXを推進します。

取組② 都市データ整備の効率化・高度化

- 都市計画区域内全域の土地や建物情報を詳細に調査する都市計画基礎調査について、既存の航空写真の活用や他分野と連携した撮影等による省力化、コスト縮減を推進します。

取組③ 視覚的ツールの活用

- 地図上に人口や交通、都市機能に関する地理空間情報を重ねて表示することで、視覚的に都市の課題や施策効果が把握できる都市構造の可視化を推進します。
- また、建物を3次元化することで直感的に理解しやすい3D都市モデルや、コンピュータ上で現実の都市そっくりに再現したデジタルツインなどを活用した都市づくりを推進します。



■3D都市モデルを活用したまちの将来イメージ
出典:国土交通省PLATEAU



■色と高さで人口密度を表示した
都市構造の可視化
出典:都市構造可視化計画ホームページ

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆都市構造可視化ツールや3D都市モデルを活用した現状課題の共有

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略4（取組方針14）：一人ひとりが災害に備える